

札幌市子どもの権利条例検討会議 答 申 書

平成20年(2008年)2月1日

札幌市子どもの権利条例検討会議

目次

はじめに

当初の条例案に対する基本的な考え方	
1 答申書の作成に当たって	1
(1) 子どもの権利条例の制定に向けた札幌市のこれまでの経過	1
(2) 検討会議における議論	2
(3) 当初の条例案に対する基本的な考え方	2
2 当初の条例案の基本的事項に関する整理	3
(1) 条例の名称について	3
(2) 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割について	4
(3) 権利行使に伴う制限について	5
(4) 意見表明権の規定について	6
子どもの権利侵害からの救済制度の設置	
1 子どもの権利侵害と既存の相談機関等の状況	7
(1) 子どもの権利侵害の現状	7
(2) 子どもの権利侵害の特徴	9
(3) 既存の相談機関等の現状と課題	10
2 救済制度の必要性	11
(1) 救済制度の必要性	11
(2) 救済機関の位置付けと性格	11
3 救済機関の制度設計	12
(1) 子どもの範囲	12
(2) 救済機関に求められる機能と権限	12
4 組織のあり方	16
(1) 基本的な組織の概要	16
(2) 各部門の人員体制等	18
(3) 事務局体制	20
(4) 他機関等との連携	20
5 制度導入に当たっての留意事項	22
(1) 子どもにとって利用しやすい制度の構築	22
(2) その他留意点	25
別紙 救済機関のイメージ図	27
参考資料	
1 当初の条例案に対する検討表	28
2 札幌市子どもの権利に関する条例案	30
3 平成 18 年度いじめの状況等に関する調査結果	34
4 児童虐待相談の状況	36
5 福祉犯罪の状況	38
6 札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査結果	39
7 札幌市内（近郊を含む）の主な子どもに関する相談窓口一覧表	48
8 救済制度に関する子どもへのアンケート調査結果	49
9 札幌市子どもの権利条例検討会議の開催経過	59
10 札幌市子どもの権利条例検討会議委員名簿	60

は じ め に

札幌市では、これまでに子どもの権利の保障をより一層推進しようという思いから、子どもの権利条例の制定に取り組んできました。昨年の平成 19 年 2 月には、多くの市民議論を経た後、市議会に条例案を提案しましたが、残念ながら成立には至らなかったということもありました。

そのような流れの中、平成 19 年 8 月 27 日に、私たち 12 人の委員で構成する「札幌市子どもの権利条例検討会議」が設置され、市長から諮問を受けることとなったのです。

検討会議では、これまでの策定プロセスを踏まえて、当初の条例案を最大限尊重しようという姿勢を保ちつつ、様々な角度からの検証を重ね、さらによりよくするための工夫ができないものかを考える一方で、救済制度の具体的な枠組みについても検討を進めてきました。

これらのうち、救済制度の検討に当たっては、子どもとの意見交換を実施するなどして、できるだけ子どものためになるような制度づくりを探ってきました。その結果考え出されたこの新たな救済制度が、悩み苦しんでいる子どもたちの明日へのステップをサポートできる、子どもたちにとって身近なものとなるよう願わずにはられません。

検討会議の設置以来、私たちは、前回の条例案のもととなっている「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」の考え方を基盤に据えながら、わずか半年足らずという短い期間に、12 回に及ぶ会議をしてきましたが、その間、毎回ほぼ全員が出席して、それぞれが熱心に議論に加わり、時には意見の衝突がありながらも、最終的には、全員の意見がまとまり、それがこのような形での答申となりました。

札幌市のすべての子どもたちの未来のために、今後、札幌市そして札幌市議会は、確固たる意志を持って、この私たちの答申の趣旨が実現するよう取り組んでいただけるものと信じて、この答申を提出します。

最後に、この答申をまとめるに際し御協力いただきました関係機関、関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成 20 年 2 月 1 日

札幌市子どもの権利条例検討会議
座 長 千 葉 卓

当初の条例案に対する基本的な考え方

1 答申書の作成に当たって

(1) 子どもの権利条例の制定に向けた札幌市のこれまでの経過

平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」が国連で採択され、平成6年（1994年）にわが国が批准して以来、札幌市においても、子どもの権利条約の理念を広めるために、普及啓発を中心とした様々な取組が進められてきた。

そして、平成17年（2005年）4月に、学識経験者、高校生、公募委員等の25人からなる「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会（以下「検討委員会¹」という。）」が設置され、条例の制定によって、子どもの権利保障をより一層推進しようとの取組が具体的にはじめられた。検討委員会では、懇談会や出向き調査、アンケート調査等により札幌の子どもたちの現状を把握することに努め、加えて、当事者である子どもの意見を条例に反映するために設置された「札幌市子どもの権利条例子ども委員会（以下「子ども委員会²」という。）」からの提案等をもとにして、平成18年（2006年）5月に、最終答申を行った。

この最終答申をもとに、札幌市において条例素案を作成し、平成18年7月に市民からの意見を求めたところ、子どもを含む3,504人から、延べ5,380件の意見が寄せられた。

札幌市では、これらの市民の意見や市議会での議論等をもとに、さらなる検討を行い、市民によりわかりやすくすることなどを主眼に素案を修正し、平成19年（2007年）2月、札幌市議会第1回定例会に、「札幌市子どもの権利に関する条例案（以下「当初の条例案」という。）を提案した（参考資料 p.30「当初の条例案」参照）。市議会では、子どもの権利についての市民理解が十分とはいえないなかで条例が制定されることで、家庭や学校に混乱が生ずる懸念がある等の理由により、成立には至らなかった。

こうしたことを踏まえ、札幌市では、子どもの権利の理念や条例制定の目的などについて、幅広く広報普及に努める一方、当初の条例案では具体的に示していなかった権利侵害から子どもを救済するための制度（以下「救済制度」という。）の基本的枠組みを含め、条例全体について、さらによりよいものとするためにどのような工夫が必

¹ 検討委員会：平成17年4月の設置以降、全体会議を19回、5つの部会（幼児・小学生部会、中・高校生部会、親部会、地域部会、子どもの指導者部会）を計23回、素案作成のための起草ワーキングを14回開催したほか、子どもたちの現状を調べるため、懇談会を23回、出向き調査を22回、さらに6,486人の市民に対してアンケート調査を行った。

² 子ども委員会：小学校5年生から高校3年生の32人（平成18年4月当時）で構成され、平成18年2月の設置以降、9回の委員会を開催した。子ども委員会では、主に、「札幌の子どもにとって大切な権利」、「子どもの権利侵害からの救済」についてグループディスカッション等を行い、その内容を検討委員会や札幌市に提案した。

要なのか、新たな視点で検討を加えるため、平成 19 年 8 月、「札幌市子どもの権利条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置した。

(2) 検討会議における議論

平成 19 年 8 月 27 日の第 1 回検討会議の開催以来、平成 20 年 1 月まで、計 12 回の検討会議を行った。

検討会議では、はじめに、当初の条例案に対する考え方について、修正意見等を出し合った。次いで、修正意見に対する意見交換等を行うことにより、委員全体で条例に対する理解を深めていき、その後、条例の根幹に大きく関係する、基本的な考え方や方向性について確認していった。

また、救済制度については、子どもが置かれている現状を確認するとともに、有識者を招いて学習会を実施しながら、救済制度に対する認識を深めていくことにより、その必要性を確認しつつ、基本的な枠組みの検討を重ねていった。さらに、検討に当たっては、実際に利用する立場の子どもの意見を聞くことは欠かせないと考え、子どもたちと、直接、意見交換を行う機会を設けるとともに、「子ども委員会」の子どもたちや「平成 19 年度札幌市子ども議会³」の活動を行っている子どもたちに対しても、アンケート調査を行い、その結果をもとに、子どもにとって身近で利用しやすい制度について検討を行った。

(3) 当初の条例案に対する基本的な考え方

当初の条例案の内容は、子どもの権利条約に基づき、子どもにとって大切な権利、それを保障するための大人の役割、子どもの参加の推進、子どもにかかわる大人への支援、子どもの権利の保障の検証といったごとく、子どもの権利を保障するうえでの基本的な枠組みをほぼ全般にわたって定めている。あとは、そこに、具体的に示されていなかった救済制度の内容を盛り込むことにより、子どもの権利保障から救済までを総合的に規定した、「総合条例」としての枠組みができあがるものと考えられる。

また、当初の条例案は、検討委員会における懇談会や出向き調査等の現状把握と、それに基づく議論の積み重ね、子ども委員会での話し合いなど、多くの市民の意見をもとに策定された経緯がある。さらに、最終的に条例は成立には至らなかったが、その主な理由は、子どもの権利そのものの否定にあつたのではなく、市民にまだ十分に理解されていないなかで条例化されることによって、子どもの権利の濫用が生じるおそれがあること、さらに、そのような子どもの権利の濫用が原因で、学校現場等の市

³ 子ども議会：子ども自身が札幌のまちづくりについて考えることで、市政への参加と理解を進めるとともに、子どもの権利条約に定める意見表明権を体現する場として、平成 13 年度（2001 年度）から開催している。平成 19 年度の子どもの議会は、小学校 5 年生から高校 2 年生までの 50 人が、「いじめ対策委員会」など 5 つの委員会に分かれて提案項目の検討を行い、平成 19 年 12 月 27 日に札幌市に対して提案を行った。

民社会に混乱が生じる懸念が払拭されていないというものであった。

こうしたことを踏まえると、条例案の見直しを行うに当たっては、子どもの権利の保障を行うという目的で策定された当初の条例案を最大限尊重したうえで、条例の基本的な部分について、修正あるいは新たな視点を加える必要がある項目などを中心に、意見を述べるのが適当と考えられた。

検討会議においては、当初の条例案に対して様々な指摘等がなされたが、前述したことから、条例全体にかかわる基本的事項として、後掲の「2. 当初の条例案の基本的事項に関する整理」に示す4点を取り上げることとした。

したがって、今後、条例案の策定に当たっては、この4点について、特に配慮していただくとともに、これ以外の事項についても、この検討会議での議論経過を参考にさせていただきたい（参考資料 p.28「当初の条例案に対する検討表」参照）。

なお、さきに挙げたような、子どもの権利が、市民にまだ十分に理解されていないことなどから生じる懸念に対しては、子ども、大人を含めたすべての市民が、条例に対して共通の理解を持つことができるよう、例えば、条文解説やパンフレット等を作成し、子どもの権利の概念、条例制定の意義を市民全体に根付かせていくことが求められる。

2 当初の条例案の基本的事項に関する整理

(1) 条例の名称について

検討会議では、この条例が、子どもの権利を保障することを目的とする以上、条例の名称に「権利」という文言を用いることについては、共通の認識であることを確認した。そのうえで、「権利」だけに重点を置くのではなく、「育成」や「成長」の大切さをあわせて表現することができないかとの趣旨で、「権利と育成」、または「成長と権利」などの表現が可能ではないか、との修正意見について検討を行った。

この修正意見に対して、「育成」という言葉については、大人が主体となった概念であり、かつ、権利を保障する手段であることを考えると、「権利」と「育成」を併記することは、子どもが権利の主体であるという条例の趣旨からすると馴染まないのではないかといった意見、また、「成長」については、「権利」と並列になる言葉ではなく、成長・発達権という、子どもの権利の一要素ということができるといった意見など、名称の修正は必要ないとの意見が出された。

こうしたことからすると、条例の名称は、条例の内容を簡潔にかつ的確に表すことが要請されるものであり、ほかに「権利」と並び立つ概念が考えにくいことから、「子どもの権利を保障する」という趣旨を表現するうえで、当初の条例案で用いた「子どもの権利条例」という名称を変更する必要はないと考えられる。

(2) 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割について

次に、子どもの権利を保障するうえでの大人、特に第一義的な責任者としての保護者の役割を再認識する必要があるため、例えば「義務」という言葉を用いるなどにより、強調してはどうかという修正意見が出された。

検討のなかで、この条例の目的とする子どもの権利の保障は、大人がその役割を果たさずしては、十分には得られないこと、年齢や成長、そして、その時々状況に応じた、適切なかわり方が重要であることなどが話し合われた。また、適切な指導が求められる場面において、当初の条例案第4章第12条⁴などの「支援」との表現では、その文言の持つイメージから、指導をちゅうちょしてしまうとの懸念も挙げられた。

さらに、市民の間においても、条例制定に批判的な意見のなかには、「大人の役割が十分に果たされていないのではないかと感じられる状況が多いなかで、権利を認めることは、子どものいいなりになることにつながる。」との不安を表すものが、なお根強くみられる。しかし、これについていえば、子どもの権利を保障することは、子どもを権利の主体として認識するという、「子ども観の転換」を求めることであるが、もちろんこのことは、権利の濫用、いわゆる「我がまま」を認めるものではない。濫用が生じたときには、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導などを行うこともまた大人の役割であることを表しているのである。

これらのことを考えると、条例の実効性を高めるためには、大人の適切なかわり方の大切さについても伝えていくことが、必要であるということになる。さらに、「支援」という言葉が、「援助」などの限定的な意味に捉えられてしまい、適切な指導がなされないということになれば、かえって権利の保障に支障が生じかねないということもいえる。

なお、修正意見に挙げられた「義務」という文言についてであるが、一般に、法で「義務」と表現する場合には、法律上何らかの強制力を有してくる。条例といえども法であり、大人の責任を強める意味合いで「義務」という文言を使用する場合は、慎重にしなければならないであろう。

以上のことにより、子どもとの深いかかわりということから、保護者の役割を規定している、第4章第12条に対しての工夫が必要であると考えられる。その方法として、例えば、「支援」の言葉に、「指導」「助言」等の具体的文言を例示的に表現するなど考えられるのではないか。

⁴ 第12条：当初の条例案第12条では、「保護者の役割」として下記のとおり規定している。

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとします。

(3) 権利行使に伴う制限について

次に、子どもの権利行使に伴う制限について、第3章第7条第2項⁵の「他人の権利を尊重しなければなりません。」という規定だけでは、公共に対する配慮について読み取りにくいと、「相手の心を思いやる。」「他人に迷惑をかけない。」といった公共に対する制限規定を盛り込むべきではないか、との修正意見について検討が行われた。

一方、この修正意見に対しては、「他人の権利を尊重する」という文言が、最大の制限を表しており、公共に基づく制限を加えることは、かえって権利の保障に弊害が生ずるおそれがあるとの反対意見が出された。そして、両意見の間で議論が行われた結果、権利の行使に一定の制限があることについては、委員共通の認識となったが、規範力のある条例によって定める場合、その趣旨を表現するための工夫の余地があるのかどうか問題となり、検討することとなった。

一般に人権というものは、より弱い立場にある側の人権が侵害されやすいということが出来る。子どもについていえば、子ども対大人、一人対大勢の場面でより権利が侵害されやすいということができ、その意味で、権利を保障するためには、強い者が弱い者に対して配慮をすることが求められ、全体が個人ないし少数に対して配慮を行うことが求められる。法解釈の通説では、意見表明権を含む表現の自由が、制限を受けるかどうかは、制限を受ける権利とそれによる利益を検討して結論を出すという、極めて厳密な解釈が求められることとなるが、この意味で、例えば、権利行使に対する公共の福祉による制限を盛り込んだ場合に、解釈のされかたによっては、人権の保障が損なわれるおそれがある。

もちろんこのことは、条例という法形式で規定する場合に弊害が生じる可能性を指摘しているのであり、実際の生活において、個々の調整の結果できあがってきた社会のルールを守らなくてよいということではない。むしろ、こうした規範意識ともいべきものを、権利行使の経験を通してより一層育んでいくことも大切なことであり、また、条例制定の目的とするところである。

したがって、条例の意図するところを市民に広く理解を求めていくという意味からすると、条例全体の理念を表す前文に、これらのことを表現してもよいのではないかと考えられる。

⁵ 第7条第2項：当初の条例案第7条第2項では、子どもにとって大切な権利を行使するに当たって、子ども自身が配慮しなければならないことを下記のとおり規定している。

第7条2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(4) 意見表明権の規定について

さらに、第3章第11条⁶の「意見表明権の規定」のなかに、「意見を表明することによって、不当な不利益を受けない。」との趣旨を盛り込むべきという修正意見について検討が行われた。この修正意見に対して、表現の自由など他の権利とのバランスを考慮する必要があるとの意見や、同条第2号の「表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。」の、「ふさわしい配慮」という文言に趣旨が含まれるのではないかと意見などが出された。

意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利であり、さらには、この権利をしっかり保障することが、あらゆる子どもの権利が保障されることにもつながる側面を有する重要な権利である。

しかしながら、そもそもこの条例の目的とするところの「子どもの権利の保障」とは、生まれながらにして持っている権利を保障するということであり、それ自体に、権利行使に伴って不当な不利益を受けることになってはならないという意味も当然に含むものである。

また、特に、「意見表明権」や「表現の自由」などの権利は、相手に影響力を与えることを予定する権利であって、他の人の権利を侵害するおそれもあることから、条文上は第7条第2項における総則規定により、権利行使の制限を設けている。したがって、個別の条文に、「不当な不利益を受けない」との「ただし書き」を設けることは、反対に、制限規定を設けていない個別の条文との関係で、アンバランスを生じることとなる。

以上の2つのことから、意見表明権の規定に対し、権利行使に伴う不利益を受けないとの文言の追加は、あえて行う必要はないと考えられる。

もとより、検討会議は、子どもが安心して意見表明できるようにすることの重要性を、否定するものではない。様々な広報媒体を通して、子どもに対して、意見表明によって不当な不利益を受けることはないというメッセージを送り、また大人に対しても、意見表明権を保障することの大切さについての理解を広めていく必要がある。

⁶ 第11条：当初の条例案第11条では、「参加する権利」として4つの権利を規定しているが、このうち、意見表明に関する規定は、下記の2つである。

第11条(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

(2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

子どもの権利侵害からの救済制度の設置

1 子どもの権利侵害と既存の相談機関等の状況

(1) 子どもの権利侵害の現状

いじめや虐待等の権利侵害の現状

近年、全国的にも、いじめや児童虐待などといった、子どもに関する様々な問題が取りざたされている。そして、このような状況は、札幌においても例外ではない。

いじめについては、札幌市教育委員会が、平成 18 年 12 月に「いじめの状況等に関する調査」を行っている。その結果、小学 1 年生から高校 3 年生までの全体で、「今、いじめられていると思う。」と回答した子どもの数は 13,740 人、割合は 10.3% (小学生 13.3%、中学生 5.1%、高校生 0.8%) という結果であった。本調査は、それまでの文部科学省のいじめの定義 (自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。) によらず、いじめ問題の早期発見、早期対応の観点から、子ども自身の受け止めに重視して行ったものである。調査結果には、ちょっとしたいたずらやちょっかいなど、一過性のトラブル等も含まれているが、子どもの思いをきめ細かに把握した結果であり、現状を把握するうえで、参考になるものと考えられる (参考資料 p.34「平成 18 年度いじめの状況等に関する調査結果」参照)。

児童虐待の現状については、札幌市児童相談所が、平成 18 年度に児童虐待として取り扱った件数は 310 件、通告件数は 398 件と、それぞれ、前年度比 65 件 (26.5%)、87 件 (28%) の増であり、過去最多であった。また、札幌市における児童虐待の特徴としては、ネグレクト (養育の怠慢・拒否等) の占める割合が全体の 67.1% と、全国平均と比較して高いことが指摘できる (参考資料 p.36「児童虐待相談の状況」参照)。

さらに、昨今、子どもの性的被害に関して、出会い系サイト等へのアクセスの問題も指摘されている。例えば、北海道青少年健全育成条例⁷違反、児童買春・児童ポルノ禁止法⁸違反などの「少年の福祉を害する犯罪⁹」、いわゆる「福祉犯罪」について、平成 18 年の北海道全体の被害少年数は 363 人であり、前年に比べ 43 人 (13.4%) 増加

⁷ 北海道青少年健全育成条例：青少年 (小学校入学時から満 18 歳に達するまで) が、健全に育成される社会の実現を目的として、昭和 30 年 (1955 年) に制定された (当時は、「北海道青少年保護育成条例」という。平成 19 年 4 月に条例の名称が改正。)、青少年に対する淫行やわいせつ行為の禁止、有害図書類の販売の禁止等を規定している。

⁸ 児童買春・児童ポルノ禁止法：正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」。児童 (18 歳未満) に対する性的搾取、性的虐待が、子どもの権利を著しく侵害するという重大性に鑑み、児童買春、児童ポルノに係る行為を処罰することなどを目的として、平成 11 年 (1999 年) に制定された。児童買春をした者、周旋、勧誘をした者のほか、児童ポルノを提供した者等に対し、刑罰を科している。

⁹ 少年の福祉を害する犯罪：児童買春や年少者雇用といった「少年の福祉を害する犯罪」を、いわゆる「福祉犯罪」という。このなかには、北海道青少年健全育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反のほか、児童福祉法違反、労働基準法違反等が含まれる。なお、ここで用いている「少年」という用語は、「少年法」における定義と同一であり、20 歳に満たないすべての者をいう。

している。この被害少年のうち、テレフォンクラブ（以下「テレクラ」という。）出会い系サイトの利用は、テレクラが16人、出会い系サイトが72人で、前年に比べ、テレクラが3人減少しているものの、出会い系サイトが22人増加していることは見逃せない事実である（参考資料 p.38「福祉犯罪の状況」参照）。

なお、一言で権利侵害といっても、ここに挙げた例は一部であり、いじめ、児童虐待あるいは、福祉犯罪にかかわるものだけではなく、他のものにも目を向ける必要がある。

子どもの安心と救済に関する実態・意識調査の実施

このように、数値として現れるいじめや虐待等の権利侵害の実態を把握するとともに、救済制度の検討に当たっては、実際に子どもたちがどのようなことに悩んでいるのかなど、現状を的確に認識する必要がある。このことから、札幌市では、文部科学省から補助を受けた民間の研究機関（NPO法人子どもの権利条約総合研究所¹⁰）と共同で、平成19年7月から8月にかけて、「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査（以下「意識調査」という。）」を、5,000人の子ども（11歳～17歳）に対して実施しており、1,313人（26.3%）から回答を得ることができた（参考資料 p.39「意識調査結果」参照）。

意識調査の内容としては、子どもの自己肯定感や子どもの権利条約の認知度のほか、「いやな思い」を経験したことの有無、その内容、既存の相談機関等の認知度、相談機関等に対して望むことなどであった。

その結果、例えば、大人から、たたかれたり、傷つく言葉をいわれたりするなどにより、「いやな思いをしたことがある。」と答えた子どもは34.8%、また、友達や先輩などからの行為により、「いやな思いをしたことがある。」と答えた子どもは38.8%であった（p.41〔問9〕、p.42〔問10〕参照）。実に、4割近くの子どものは、何らかの「いやな思い」をした経験があるということになる。また、「ほかの子どもが、つらい目にあっているところを目にしたことがある。」と答えた子どもは57.3%に上っていることも注目される（p.43〔問11〕参照）。

毎日を生き生きと過ごしている子どもたちがいる一方で、このように、いじめや虐待等の深刻な権利侵害のみならず、様々な悩みや苦しみを抱えている子どもたちもいることは、紛れもない事実として認識しておく必要があるだろう。

¹⁰ 子どもの権利条約総合研究所：子どもの権利条約に関する総合的、実践的研究を発展させるとともに、日本、アジアにおける子どもの権利条約の実施と普及に貢献することを目的として、平成14年（2002年）に設立された研究機関。年2回の総合的研究誌「子どもの権利研究」の発行、全国各地の自治体との共同による年1回の「地方自治と子ども施策・全国自治体シンポジウム」の開催など、子どもの権利に関する様々な取組を行っている。

(2) 子どもの権利侵害の特徴

それでは、子どもの権利侵害は、大人の権利侵害と比べて、どのような違いがあるだろうか。人権に関する分野は数多くある中で、なぜ、「子ども固有の救済制度」が求められるかを明らかにするためにも、子どもの権利侵害の特徴として、下記の4点を確認しておきたい。

権利侵害の事実の無自覚

一点目として、大人も子どもも、そして、加害者の側も被害者の側も、「権利侵害をしている。」あるいは「権利侵害を受けている。」ということ意識しにくいことが挙げられる。例えば、虐待を行った保護者から聞かれる言葉として、「しつけのつもりであった。」ということをよく耳にする。はじめは虐待のつもりではなくても、結果として行き過ぎになってしまい、権利侵害となる場合である。逆に、子どもの側も、「自分はたたかれても仕方がない。」と思込んでしまうケースがあるなど、権利侵害されていることを意識しにくいことが挙げられる。

成長・発達段階による表現の難しさ

二点目に、子どもの成長・発達段階によっては、被害が表面化しにくいことが挙げられる。子どもといっても、0歳から18歳未満と幅広いので、例えば、乳幼児などは声に出して被害を訴えることは難しいということも考慮する必要がある。

被害が表面化しにくい権利侵害

三点目に、子どもが生活している場所の密室性、閉鎖性といった点が挙げられる。子どもの権利侵害は、家庭のなか、施設のなか、あるいは子ども集団のなかという限られた空間で起こることが多い。そして、このような密室性、閉鎖性を有した環境下で起こる権利侵害は、被害が表面化しにくいということを認識する必要がある。

また、自分が訴えることで、家庭、学校など全体の利益が損なわれると感じてしまい、被害が表面化しにくいことも考えられる。一般に、子どもは、周囲の環境に対して必要以上に配慮してしまう傾向がある。「自分さえ我慢すれば、みんなに迷惑がかからない。」などと考える子どもがいることも認識する必要がある。これは、大人と子どもとの間の権利侵害だけでなく、子ども同士の権利侵害でも同様に考えられるだろう。

依存関係から生じる権利侵害

四点目に、子どもが依存せざるを得ない者から権利侵害を受ける場合があることが挙げられる。例えば、親と子ども、施設職員と子どもという依存関係から生じる権利侵害は、圧倒的な力関係の差があり、子どもにとっては、被害を訴えることが難しい

ということがいえる。

(3) 既存の相談機関等の現状と課題

それでは、札幌市には、子どもにとって、どのような相談機関等があり、それは、どのような役割を果たしているのだろうか。新しい制度を考えるに当たっては、既存の相談機関等の現状と課題も把握しておく必要がある。

現在、札幌市にも、官民を含めて多くの相談機関等がある（参考資料 p.48「市内の主な相談窓口一覧表」参照）。市立の窓口を見ても、札幌市教育委員会、札幌市子ども未来局などで相談機関を有しているし、政令指定都市として児童相談所も設置している。また、札幌市教育委員会では、スクールカウンセラー活用事業も実施し、市立の小学校、中学校及び高等学校に、それぞれカウンセラーを派遣している。さらに、市立以外でも、警察、法務局などの公的機関や、チャイルドラインをはじめとした民間の相談窓口も数多く存在しており、それぞれの役割を果たしている。

しかし、一方では、その役割には自ずと限界もある。例えば、これらの相談機関等の多くは、勧告などの強い権限を有しておらず、また、あったとしても、子どもにとって身近な相談機関としての周知が必ずしも十分ではないなど、これらの機関によりすべてのケースで実質的な救済が図られているかは疑問の点もある。

さらに、一般的には、既存の相談機関では、子どもからの相談が少ない、相談後のフォローが十分ではないなど、子どもの立場に十分に立つことができていないといった課題が挙げられる。例えば、意識調査の結果、「大人から、いやなことをされたときに、誰に相談したか。」「友達や先輩から、いやなことをされたときに、誰に相談したか。」という問いに対し、それぞれ 63.9%、55.8%の子どもが、「友達」と答え、1.9%、2.8%にとどまっていた（p.41〔問9 - 3〕、p.43〔問10 - 3〕参照）。また、「相談機関は知っているが、実際に利用しなかった理由は何か。」を尋ねた結果、「相談してもよくなると思ったから。」と答えた子どもが 13.4%、「ちゃんと相談にのってくれるのか不安だったから。」と答えた子どもが 6.8%いたという事実も考慮しなければならない（p.47〔問17 - 2〕参照）。

これらのことに加え、子どもからのアクセスのしやすさという点を考慮すると、例えば、フリーダイヤル化がされていない相談窓口があること、休日や平日夜の時間帯に開設している相談窓口が十分にあるわけではないこと、さらに、財政的な限界などから生ずる広報面での課題なども現実には挙げられるだろう。

2 救済制度の必要性

(1) 救済制度の必要性

これまで述べてきた「子どもの権利侵害の現状」のとおり、ここ札幌市においても現に権利侵害に悩み苦しんでいる子どもがいるという状況にある。

意識調査の結果、「友達や先輩などから、いやな思いをされたときに、誰か他の人に相談した。」と答えた子どもが35.6%、「ほかの子どもがつらい目にあっているときに、誰か他の人に相談した。」と答えた子どもが28.9%いたものの、「他の人に相談した結果、変わらなかった。」と答えた子どもは、それぞれ19.3%、33.6%という結果であった(p.43〔問10-4〕参照、p.44〔問11-3〕参照)。このことから、いやな思いをしたときに、残念ながら解決していない可能性が存在していることも事実である。

これらの結果から、子どもがつらい目にあっているときに、既存の相談機関だけで必ずしもすべてが解決できているとはいいい切れないことが明らかになる。また、子どもの権利の問題に関しても、他の人権問題と同様に、最終的には裁判所による解決にゆだねる方法はあるが、その場合、訴訟能力の問題や費用の面を考えると、子どもにとって利用は困難である。

さらに、さきに述べたような子どもの権利侵害の特殊性もあわせて考慮すると、こういった悩み苦しんでいる子どもたちの声を早期に受け止め、相談から実際の救済までを行う、下記の位置付けと性格を有した、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要であるといわざるを得ない。

(2) 救済機関の位置付けと性格

新たに設置する救済機関は、まずは、子どもたちが今受けている権利侵害から、迅速かつ適切に救済するための機能を持たなければならない。それと同時に、日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけでなく、さらに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、対決型、告発型ではなく、関係者が協力して子どもに対して支援をするような救済機関の制度設計を行う必要がある。

また、子どもの権利侵害は、民間人同士の場合もあれば、行政機関が当事者になることも考えられる。したがって、行政から独立した立場が尊重された、第三者性を有した機関となるよう検討する必要がある。

また、既存の相談機関等ではあまりみられない機能として、調査、調整、勧告、意見表明（制度改善）等の権限を有する必要があるだろう。完全な強制力は持たないまでも、一定程度の権限を背景にした機能を有することは、実際にはかなり効果的であるといえる。

また、子どもの問題は、当事者となる行政機関の一つの部署だけでは、対応が困難

である。行政内部だけではなく、官民含めた他の機関、地域との連携なども考慮し、札幌市全体で子どもの権利侵害の問題を考えていく姿勢を明らかにする必要がある。

さらに、新たな救済機関は、条例設置が不可欠である。条例により規定することで、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に持たせることができるとともに、制度の安定化を図ることができる。

3 救済機関の制度設計

(1) 子どもの範囲

子どもの年齢

救済機関が対象とする子どもの範囲としては、当初の条例案第2条（p.30 参照）に定めている「子どもの定義」と同様、子どもの権利条約を踏まえ、18歳未満の子どもを原則とする必要がある。

しかし、例えば高等学校の場合、18歳に達した者と18歳未満の者との両者がともに同じ施設に在学していることも考えられ、この両者が相互に関係する場合は、公平性に欠く扱いになることも予想される。また、民法をはじめ、満20歳未満を未成年者として定めている国内の法体系を考慮する必要がある。

したがって、原則は18歳未満とし、高等学校等に在学する18歳、19歳の者については、必要に応じて弾力的に対応できるようにすることが望ましい。

子どもの居住地等

札幌市に在住する子どもはもちろん、札幌市以外の市町村から、札幌市に通勤、通学する18歳未満の子どもについて、該当する権利侵害が札幌市内で発生した場合は、救済機関で扱う対象にすべきである。

また、札幌市から札幌市以外の市町村へ通勤、通学する18歳未満の子どもについても、条例の属地性との関係はあるが、当初の条例案第3条第2項（p.30 参照）で示すように、「市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の自治体に協力を要請し、働きかけを行う」ことが求められる。

いずれにしても、はじめの相談の段階では、幅広く受け付け、その後の調査、調整等についても、札幌市として可能な限りアプローチを行う姿勢が重要であろう。

(2) 救済機関に求められる機能と権限

救済機関には、「相談機能」、「調査機能」、「調整機能」、「勧告機能」、「意見表明機能」、「是正要請機能」、「公表機能」の大きく7つの機能が求められる。この機能をわかりやすくまとめると、p.27に記載の「別紙・救済機関のイメージ図」のように考えられる。以下、具体的に各機能の概要、求められる権限を記述する。

相談機能

相談機能は、子どもにかかわる権利侵害に関する相談を受け、必要な助言、支援を行うものである。

ア) 相談機能の対象

子どもが持つ悩みは、多様である。いわゆるいじめや虐待などはもちろんであるが、それだけではなく、家庭環境をはじめとした周囲の状況と密接に関係したなかで、つらい思いをしている状況も考慮すべきである。

したがって、いじめや虐待だけではなく、当初の条例案の第3章に掲げる「子どもにとって大切な権利」、つまり、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」の侵害も対象とすべきである。この子どもにとって大切な権利は、子どもの権利条約や日本国憲法などによって、子どもに保障されている権利のなかから、「子ども委員会」の提言をもとに、札幌の子どもの状況を踏まえ、特に大切にすべき必要があるものとして考えられた基本的な権利である。

なお、相談段階では、ただちに権利侵害と断定することは困難な場合も考えられることから、現に悩み苦しむ子どもの状況を解決するために、権利侵害を限定的ではなく、できるだけ幅広く捉えるべきであろう。

イ) 相談機能の役割

相談機能では、子ども本人や、子どもにかかわる大人、第三者の子どもなど、匿名相談も含め、様々な立場の人から相談を受けることになる。

その際に、求められることは、まずは相談者の気持ちを受け止めることである。そのうえで、関係する子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を目指して、子どもたち自らが問題解決に向けて、自信を持って取り組んでいくことができるようにアドバイスを行う必要がある。

子どもが相談するということは、大人が考えている以上に勇気のいることである。そのときに、上からの目線で子どもに接しては、子どもは「怒られてしまった」と感じ、安心できないであろう。一人で悩むことなく相談してくれたことに感謝の気持ちを示し、そして子どもの気持ちを受け止め、適切な助言等を行うことで、子どもたちが元気と安心を取り戻していくことができるように支援すべきである。

ウ) 相談の方法

相談は、誰でも行うことができるが、とりわけ、子ども自らが利用しやすいものにするための工夫が求められる。

したがって、様々な状況に置かれた子どもの実情に即した形で、相談に応じることができるよう、一般的に相談窓口で利用されている、電話や面接による相談の方法は

もちろんのこと、ファックス、手紙、さらには、電子メールによる相談等の対応についても検討すべきである。

調査機能

調査機能は、権利侵害からの救済の申立てを受け、事実確認の調査を行うものである。必要に応じて、救済機関の自己発意により、調査を行う場合もある。

ア) 申立てについて

相談については、子どもの悩みなどを幅広く扱うことになるが、申立てができる事項は、子どもの権利にかかる個別救済に関する事項を原則とする必要がある。

また、申立てをできる人として、子ども本人や保護者はもちろん、施設職員、関係者なども含めるべきである。

申立ての方法としては、文書によることを基本とするが、口頭によることも可能とするなど、子どもが申立てを行うことも想定した配慮が必要である。

イ) 調査の方法について

市の権限が及ぶ市の機関に対する調査と、権限が及ばない市の機関以外に対する調査とをわけて考える必要がある。まず、市の機関に対しては、関係部局に事前通知をして、調査を行う。また、資料の提出及び説明を求めることができるようにすべきである。

一方、市の機関以外（国立、道立、民間等）に対して調査の必要があるときは、資料の提出等についての協力を求めることとし、その際には、調査の目的、調査内容の取扱いなどを十分説明し、理解を得る必要がある。

ウ) 調査の対象外について

調査することが適当ではない場合として、裁判や札幌市オンブズマン¹¹など他の制度を利用している場合、議会に請願や陳情を行っている場合、正当な理由を除き、人権侵害行為があった日から3年を経過している場合などが考えられる。

ただし、裁判の判決等があり確定した事項であっても、社会情勢の変化により新たに調査の必要があると判断される場合等には、その確定した事実に基づいたうえで、異なる視点で子どもにとって次のステップに結びつくような救済であれば、調査を行うことがあってもよいであろう。

¹¹ 札幌市オンブズマン：市民の権利利益を擁護し、市政を監視し、市政の改善を図ることにより、開かれた市政を推進することなどを目的に、平成13年（2001年）に発足した制度。市民の市政に対する苦情を調査し、必要に応じて勧告、是正要請等を行っている。平成18年度の苦情申立て件数は115件である。

エ) 自己発意の調査について

申立てがされない場合でも、マスコミ等の情報や、相談を受ける過程での情報をもとに、救済機関の判断として調査する必要があると認める場合については、自己発意により調査ができるものとする。

調整機能

調整機能は、当事者間で解決困難な場合を含め、間に入って相互理解を深め、話し合いなどにより解決を図るものである。

問題解決に向けて、当事者双方に助言や代弁を行い、また、あっせんや仲介を行うなど、状況に応じた援助を行いながら解決を目指し、そして、この活動を通して、傷ついた子どもの立ち直りにつなげていくこととなる。

調整機能の後は、勧告、意見表明、是正要請等の権限の行使に移行する可能性があるため、この調整機能は、非権力的な解決を目指すうえで、とりわけ重要な役割を担っている。

なお、申立てがなくても、比較的簡易と考えられるケースなど、必要に応じて相談の段階から事実上の調整活動を行い、子どもに寄り添った機能となるよう配慮すべきである。

勧告機能、意見表明機能、是正要請機能

勧告機能は、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの、意見表明機能は、市の機関に対し、制度改善を求めるための意見を表明するもの、是正要請機能は、道立や民間、個人など市の機関以外の者に対し、是正その他の必要な措置を講ずるよう要請するものである。

このうち、勧告機能及び是正要請機能は、相談や調査・調整活動を行っても解決されない場合に、個別救済における最終的な判断として発動される手法と捉える必要がある。

また、意見表明機能は、個々の案件をきっかけとして調査を進めた結果、不特定多数の子どもが不利益を被っていると考えられるときに、関係する市の機関の仕組み等を見直すことが望ましい場合に発動される機能である。このような制度改善の提言は、申立てに係る事案を、個別救済だけにとどめるのではなく、それを生かして制度改善につなげることによって、より広く子どもの権利の保障が進み、また、権利侵害の防止に大きな効果が期待できる。さらには、当該子どもにとっても、自分の悩みや苦しみを解決することが、他の人の役に立つという社会的な意識を醸成することにつながることも、意義がある機能といえる。

これらの勧告や意見表明を受けた市の機関については、それを尊重することを義務

付ける必要がある。また、市の機関については、勧告、意見表明を受けた場合、救済機関に措置した結果について報告をしなければならないものとする必要もある。

ところで、当初の条例案第7章に定めている「札幌市子どもの権利委員会」も同様の政策提言の機能を有している。仮に、子どもの権利委員会に対し、救済制度に関する諮問がなされた場合は、お互いの連絡調整を十分に行い、必要に応じて共同で意見表明を行うことなども検討する必要があると考えられる。

なお、勧告や是正要請などを受ける立場の市の機関、あるいは市の機関以外の者については、救済機関の従事者の業務遂行に協力、援助を行う旨の規定を条例に設けておくことも効果的であろう。

公表機能

市の機関に対する勧告、意見表明の内容、さらにその結果措置した状況については、市民に公表できるものとする必要がある。

これらの内容は、それを公表することによって、子どもの権利侵害の問題について一定の解決が図られるほか、他機関も含め、抑止効果も期待できる。さらに、子どもの権利保障に関する市民意識の醸成にも寄与することができるだろう。

また、市以外の機関の者に対しての是正要請については、社会的に影響があると判断される場合には、特定の個人・施設を明示しない方法で、救済機関の運営状況報告書等を市長に報告する際に、是正要請の全般の概要について盛り込むことで、公表できるものとする必要があるだろう。

いずれにしても、公表に際しては、個人情報保護に十分な配慮が求められるのはいうまでもない。

4 組織のあり方

(1) 基本的な組織の概要

独任制からなる救済機関の設置

これまで、救済機関の必要性と、この機関の核となる相談、調査、調整、勧告、意見表明等の各機能について、その考え方を示してきた。以下では、これらの各機能を有効に発揮させるために、制度全体の組織をどのような体制にするべきか、という点について、検討した結果を明らかにしよう。まず、組織の概要を考えるに当たって、相談から救済に至るまでの流れを確認しておきたい（p.27「別紙・救済機関のイメージ図」参照）。

第一段階として、子どもをはじめとした相談者は、悩んだり苦しんだりしたときに、この機関に相談することになる。まずは、この相談段階において解決が図られるように支援する必要があるが、案件によっては、第二段階として、相談者は、申立てを行

い、調査を求め、また、調整活動を希望することもある。もっとも、この調整活動は、必要に応じて第一段階の相談の時点において実施する必要があるかもしれない。さらに、これらの段階を経ても解決が難しいときに、第三段階として、勧告、意見表明、是正要請といった権限の行使が考えられる。

この救済機関は、何よりも、子どもをはじめとした相談者にとって、安心感を持って相談、救済の申立てができ、また、救済機関の従事者が、子どもに寄り添って、子どもの最善の利益のために行動することが求められる。そして、この子どもの最善の利益の実現のためには、子どもの意見を踏まえたうえで、親でも教師でもない、いわゆる第三の大人として、子どもの思いを代弁できる仕組みを構築することが求められる。さらに、相手方や関係機関等にとっても、この機関は権威を持ったものとして迎えられようとする必要があると考えられる。

かくして、この救済機関は、高い専門性と公平性を確保して、問題解決を図ることが求められる。また、さきにも述べたとおり、札幌市の行政権に対して、一定程度の独立性を有した第三者的な機関の設置を検討する必要があるということになる。

次に、この救済機関については、委員会方式¹²と独任制方式¹³の二つの方式が考えられるが、個別救済により対応するという原則と、迅速性、専門性等が求められることからして、独任制の公的第三者機関を設置するべきであるといえる。本答申では、この公的第三者機関を、「子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）」と呼ぶことにする。

なお、現行の地方自治法の枠組みから、完全に独立した機関を設置することは困難であることから、この機関は、地方自治法上の附属機関¹⁴と位置付ける必要がある。

基本的な組織の概要

これまで述べてきたことから明らかとなるように、救済委員の職務としては、「相談を受け、必要な助言や支援を行うこと。」「救済の申立てや自己発意に基づき、調査、調整活動を行うこと。」「必要に応じて勧告、意見表明、是正要請を行うこと。」「さらに、「勧告、意見表明等の内容を公表すること。」が挙げられる。

そこで、組織を考えるに当たっては、救済委員が、相談から勧告等に至るまで、す

¹² 委員会方式：複数の委員の合議により最終的な物事が決定される方式であり、札幌市の行政機関では、教育委員会や選挙管理委員会のほか、多くの附属機関において、委員会方式が採用されている。より多くの視点で慎重な判断ができることが利点として挙げられる。他の自治体における子どもの権利侵害からの救済制度では、埼玉県などで採用されている。

¹³ 独任制方式：原則として、一人の人により最終的な物事が決定される方式であり、札幌市の行政機関では、監査委員のほか、札幌市オンブズマンで採用されている。他の自治体における子どもの権利侵害からの救済制度では、兵庫県川西市や神奈川県川崎市などで採用されている。

¹⁴ 附属機関：専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問、調査、計画策定、連絡調整等を目的として、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3の規定により、法律又は条例に基づいて設置される機関である。平成19年12月現在、札幌市では60の附属機関が設置されている。

すべての段階において責任を持つことを明らかにしたうえで、その統括のもと、相談を主に担当する「相談部門」、調査を主に担当する「調査部門」、事案を最終的に審査し、勧告、意見表明、是正要請等を主に担当する「審査部門」のそれぞれを置き、この三層にわけて組織をどういったものにするか考える必要があるだろう。

なお、検討会議では、このように三層にわけて組織を考えるか、あるいは、「相談部門」「調査部門」を一括した二層にわけて組織を考えるかの議論があったが、札幌市の人口規模¹⁵、また、相談機能の制度設計で述べたように、相談を限定的に捉えるのではなく、幅広く受け付けることを考慮すると、相談機能に数多くの件数が寄せられ、相当の人的資源が必要になると想定される。さらに、調査機能、勧告等の機能の専門性をより明確にすべきという考えから、三層にわけて組織を考えることにした。

その場合、組織の構築に当たっては、それぞれの機能が十分効果を発揮することができ、また専門性や迅速性も確保されるよう、制度の運用面で配慮が必要であろう。

(2) 各部門の人員体制等

相談部門の人材

相談部門を主に担当する相談員は、救済委員の統括のもと、電話相談を中心に面接相談等を実施する。また、必要に応じて、後述の「調査部門の人材」に示す調査員とともに、調整活動を行う場面が生じることも考えられる。

寄せられた相談のうちの多くは、この相談部門において対処し解決に導くことが求められる。その際には、子どもが自らの力で、次のステップを踏めるよう支援する必要があることも重要なポイントである。これらのことから考えると、相談員としては、子どもの相談業務についての専門的知識と豊富な経験を有した職員を配置する必要があるだろう。

一方で、意識調査の結果から、例えば、「自分が話したいことを何でも話せる人は誰か」という質問に対し、「友達」が73%と最も多かったこと（p.45〔問13〕参照）、表現能力が十分ではない子どもにとって、親しみやすい相手が求められることから、比較的若い世代の相談員の配置も望まれると考えられる。

なお、相談員の人材について求められることとしては、後述の「5(1)子どもにとって利用しやすい制度の構築」においても触れているので、参考にしていきたい。

¹⁵ 札幌市の人口規模：札幌市の総人口は約188万2千人（平成20年1月現在）、18歳未満の人口は約28万3千人（平成20年1月現在）である。同様の救済制度を設置している他の市町村として、兵庫県川西市、神奈川県川崎市が挙げられるが、川西市の総人口は約16万1千人（平成19年12月現在）、20歳未満の人口は約2万9千人（平成19年12月現在）、川崎市の総人口は約136万4千人（平成19年12月現在）、18歳未満の人口は約21万6千人（平成19年12月現在）である。

調査部門の人材

調査部門を主に担当する調査員は、申立てに基づいて、相談員から引き継いだ事案を調査、調整し、問題解決を図ることになる。また、調査や調整に当たり、事案によっては、救済委員と行動をとるともするということもあると考えられる一方、相談段階から相談員とともに調整活動を行うケースがあることも考えられるだろう。

このことから、調査員には、子どもの権利に関することについて、優れた識見を有する人材が求められ、教育、福祉、臨床心理の有資格者など、一定程度の知識、経験を有している者を配置する必要があると考えられる。

審査部門の人材

審査部門を主に担当する救済委員は、相談員、専門員を統括するなど、救済機関を代表するとともに、勧告、意見表明、公表等の最終的な決定を行う権限を有する。

したがって、救済委員は、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの権利に関することについて、優れた識見を有することが不可欠であるといわざるを得ず、このことから、臨床心理学などの学識経験者や法律の専門家であることが求められる。

選任に当たっては、中立性、権威性を持たせるために、議会の同意事項とするなどの配慮も必要であると考えられる。

その他留意すべき点

これまで、各部門についてはどのような人材が担うべきかを述べてきたが、これらすべての部門において、共通して留意しなければならない点がある。

まずは、就任中、退職後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということである。救済委員等は、その職務遂行に当たって、個人のプライバシーに関する事項について相談を受け、調査等を行うことになる。救済委員に対する子どもや市民等からの信頼を確保するためにも、地方公務員と同様に守秘義務を明確に定めておくことは当然のことである。

次には、権利侵害を受けている子ども本人が、相談や救済の申立てをする場合もあることから、相談者である子どもの精神的な負担を鑑みると、救済委員、調査員、相談員のそれぞれについて、連携、協力体制を十分確保しなければならないということである。例えば、相談員から調査員に引き継ぐ際に、子どもが繰り返し同じ説明を行うということにならないようにすることは、いうまでもない。

さらに、後述するが、関係機関等と相互に連携、協力を行う必要があることも、大事なポイントになるだろう。

(3) 事務局体制

附属機関の庶務を担当し、救済委員、調査員、相談員の活動を支援するために、札幌市に事務局を設置する必要がある。

なお、事務局の設置に際しても、公平・中立性といった第三者機関としての特徴が発揮されるように考慮しなければならない。その意味からすると、子どもが毎日の生活を多く過ごす学校を所管する教育委員会に設置するのではなく、市長部局に設置することが望ましい。

(4) 他機関等との連携

既存の相談機関等との連携について

札幌市にも、官民含めて既存の相談機関が複数ある（参考資料 p.48「市内の主な相談窓口一覧表」参照）。新しい救済機関の運用に当たっては、これらの関係機関等との連携や役割分担について十分に考慮しなければならない。

例えば、札幌市子ども未来局が所管する「子どもアシストセンター」は、19歳以下の子どもの対象に、いじめ、不登校、子どもの問題行動などについて、相談を行っている。本答申で示している救済機関の相談機能と、アシストセンターの相談機能とは、相談対象や相談内容が重なる部分もあることから、このアシストセンターのこれまで積み重ねてきたノウハウを取り入れるとともに、具体的な連携や役割分担について、十分に考慮する必要がある。

さらに、札幌市教育委員会では、スクールカウンセラー活用事業として、平成17年度から、市立の全98中学校と8高等学校に対し、臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを、それぞれ年間210時間、280時間派遣しているほか、市立全小学校に対しても、平成19年度から年間18時間の派遣を行っている。子どもにとって、スクールカウンセラーは、毎日の生活の多くの部分を過ごす学校のなかにいる、意義のある存在ということができよう。救済機関においても、必要に応じてカウンセラーと連携を図りながら、問題解決に向けてさらなる支援をしていくことが求められる。

また、国や道の相談機関、民間の各種相談機関との連携も必要であろう。このなかで、札幌法務局が所管する子どもの人権110番は、電話のほか、インターネット、SOSミニレターなどで相談を受け付け、問題解決に当たっている。相談後の調査、勧告等の流れも、本答申が示す救済の流れとほぼ同様であり、必要に応じて情報交換等を行い、連携することが求められる。

このほか、24時間相談を受け付けている興正こども家庭支援センターや羊ヶ丘児童家庭支援センターなどとの連携や、意識調査の結果からも多くの子どもたちに認知されているNPO法人チャイルドラインさっぽろなど民間の相談機関等との連携も期待

される。また、虐待の問題については、虐待が疑われるような相談がある場合には、児童虐待防止法¹⁶に基づき、児童相談所への通告を行うなど、特に、緊張感を持った連携対応をする必要がある。

こうした既存の機関との連携は、守秘義務の関係などから難しい面もあるが、虐待への対処に当たっては、札幌市児童虐待予防・防止連絡会議¹⁷を設置し、日ごろからお互いの顔を見あわせての情報交換や研修等を実施し、通告があった際の円滑な対応を行うための対策を講じているなどの例もある。

救済機関がより有効なものとなるためには、このようなことを踏まえ、各関係機関相互間で、この救済機関の意義が認知されるとともに、具体的な事例が生じた際に速やかな連携のもとでの対応ができる体制を作っておくことが重要である。

調査等の実施に当たっての留意事項について

他機関との関係では、調査や調整の実施に際して、教育委員会をはじめとする関係機関と緊密な連携を図ることも重要な視点である。

この救済機関の目的は、子どもに寄り添い、子どもの最善の利益を探りながら解決に向けて支援することである。そして、子どもにとっては、一方の当事者や関係機関の職員を裁くことが、問題の解決に直結するとは限らない。むしろ、救済機関と関係機関とが、当事者の状況を少しでもよい方向に向かうことができるよう、お互いに協力し合うことが必要である。その意味からすると、調査の実施段階から、関係機関等の協力、援助は欠かすことができないことから、事前の調整や連絡をしっかりと行うなど、お互いの信頼関係を築くことが求められる。また、救済機関の意義や目的等について、正しい理解が得られるよう、各学校・施設関係者に対する日ごろからの広報活動が重要であり、さらに、関係機関との定期的な情報交換の機会を設けることも効果的である。

このようなことを通して、お互いの信頼関係を醸成することにより、実際に、いじめなどの対応を一身に背負って苦慮している各学校・施設の現場等の職員が、この救済機関を活用するケースもあるのではないかと考えられる。連携機能が十分に発揮されることで、現場にとっても、この救済機関の設置が、意義のあるものとして認識されると考えられる。

¹⁶ 児童虐待防止法：正式名称は、「児童虐待の防止等に関する法律」。児童虐待が、著しい人権侵害であり、児童の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、平成12年（2000年）に制定された。同法第2条では、児童虐待として、保護者による4つの行為（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト）を規定しているほか、同法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが定められている。

¹⁷ 札幌市児童虐待予防・防止連絡会議：虐待予防・防止に関して活動を行っている関係機関によって、情報の共有化、事例検討等を行い、連携の強化を図ることを目的として、平成12年3月に設置された。平成19年9月現在、36の機関・団体で構成されている。なお、児童福祉法の一部改正（平成19年6月）に伴い、平成19年度中に「札幌市要保護児童対策地域協議会」へ再編、移行される。

5 制度導入に当たっての留意事項

(1) 子どもにとって利用しやすい制度の構築

子どもとの意見交換等の実施

これまで述べてきたように、新たに設置する救済機関は、いじめや虐待等の明らかな権利侵害だけではなく、子どもに関するどのような悩みでも、広く受け付けるという姿勢を示す必要がある。また、この救済機関は、保護者など大人からの相談も受け付けるが、とりわけ子ども本人が利用しやすい、子どもの視点に立った機関とする必要がある。

そのためには、この救済機関自体を子どもたちに広報・普及することはもちろんであるが、特に、子どもにとって最初の入口である「相談機能」をいかに利用しやすく、馴染みのあるものにするかがポイントになると考えた。

そこで、検討会議では、これらの検討を行うに当たって、実際に利用する立場の子どもの意見を聞くことは欠かせないと考え、市立小学校、中学校、高等学校の子どもたちと、直接、意見交換を行う機会を設けるとともに、かつて条例の検討を行った「子ども委員会」の子どもたち、「平成 19 年度札幌市子ども議会」の活動を行っている子どもたちのそれぞれに対して、救済制度に関するアンケート調査を行った。

調査項目としては、主に、「どのような人が相談員であれば、悩みを話しやすいか。」「どのような方法で相談したいか。」「相談する日時は、いつであればよいと思うか。」「相談できる場所は、どのようなところを望むか。」の 4 点を中心に、直接の意見交換の参加者を含め、計 66 人から回答を得ることができた（参考資料 p.49「子どもへのアンケート調査結果」参照）。

子どもにとって利用しやすい制度

ア) 相談員の人材について

はじめに、「どのような人が相談員であれば、悩みを話しやすいか。」という点についてである。

アンケートの結果からは、年齢については、「同年齢か少し上の、子どもと年齢の近い若い人。」と答えた子どもが多かった。また、性別については、女性の希望が多かったが、相談する子どもと同性の相談員を求める声も多く聞かれた。一方では、経験豊富なベテランの相談員を求める声や、親身になってくれる人であれば、どのような人が相談員であってもかまわないという意見も出されるなど、子どもたちの相談員に対するニーズは多様であることがうかがえる。

これらのことから、相談機能には、様々なケースに対応できる多様な人材の確保が求められ、検討会議としては、比較的若い世代の相談員、ベテランの相談員、さらには、男性、女性の相談員がすべて配置できるようにすべきと提言する。

イ) 相談の手法について

次に、「どのような方法で相談したいか。」という点についてである。

子どものニーズとしては、電話、メールを中心に、面接、手紙などを求める声が多くみられた。本答申では、このなかで、「メール相談」について触れることにしたい。

昨今、メール、特に携帯電話のメール機能は、アクセスが容易であり、手軽な媒体として、多くの子どもたちに認知されている。直接の意見交換においても、「初対面の相手には、電話や面接よりメールの方が、自然と言葉が出て、相談しやすい。」という意見などが出されていた。また、子どもアシストセンターでは、電話、面談のほか、メール相談も実施しているが、平成 18 年度は、前年度と比べてメールによる相談が約 1,800 件増加しており、また、子ども自身の相談割合も比較的高い数値となっている¹⁸など、メール相談の実施が、子どもに認知されているという結果がうかがえる。

一方で、メールを相談媒体の一つとして活用することに伴う負の影響もあることを認識しなければならない。例えば、メール機能の活用により、この利用が、いわゆる闇サイト、出会い系サイトなどへ、子どもが侵入してしまうきっかけとなってしまうのではないかという懸念もある。さらに、気軽に相談できるというメリットがある反面、即時性に難点があることや、特に携帯電話のメールの場合、一回当たりにやり取りできる情報量に限界があることなどのデメリットもある。

これらの課題はあるにしても、やはり、メール機能の活用は身近で利用しやすい手段として意義があるので、例えば、継続相談の際の活用や、電話・面接などの予約といった相談の入口段階としての活用など、固定的に考えず、柔軟にメールという媒体を検討していく必要があることを指摘する。

ウ) 相談の日時について

次に、「相談する日時は、いつであればよいと思うか。」という点についてである。

子どものニーズとしては、平日の夕方から夜の時間帯を希望する声や、土曜、日曜、祝日など休日の相談を希望する声が多く聞かれた。例えば、直接の意見交換においても、「比較的時間が作りやすいのは、休日や平日の夜の時間帯である。」という意見などが出されていた。

相談する日時は、24 時間、365 日が理想であるが、これには、当然に人的、財政的限界があり、現実的ではないと考えられる。しかしながら、子どものニーズを考慮すると、平日の夕方から夜の時間帯、休日の活用は、大いに検討に値する。前述の他の

¹⁸ アシストセンターにおける相談受付状況：平成 18 年度のアシストセンターにおける相談案件数は、延べ 3,766 件であり、前年度比 2,094 件の増であった。このうち、メール相談の受付件数は延べ 2,217 件(前年度比 1,767 件増)と、全体の相談受付件数の 58.9%を占めていた。また、子ども本人からの相談割合は全体の 59.2%と、前年度比 28.9%の増であった。メール相談の受付件数の増加とともに、子ども本人からの相談割合も大幅な増加となった。

機関との連携等のあり方を含め、柔軟に相談の日時等について設定することが望まれる。

エ) 相談室の場所や雰囲気について

次に、「相談できる場所は、どのようなところを望むか。」という点についてである。

子どもからのアンケート結果、直接の意見交換においては、家や学校からの近さを希望する声と、少し離れている場所への設置を希望する声の、双方の意見が出された。相談する立場に立つと、近所にあるという手軽さを求めるとともに、相談室に入るところを、友達などからできる限りみられないようにしたいという思いは、当然のことであるだろう。

こういった点を踏まえると、検討会議としては、例えば「出前相談」の実施の検討などを強く希望する。子どもたちのニーズにあわせて、必要に応じて自宅や近隣の児童会館、区役所等を活用して、相談員自らが出向き、話を聞くということを実現してはいかがであろうか。

また、相談室の雰囲気として、個室があり、明るい雰囲気を希望する意見が多く出されていた。子どもの特性を考慮すると、これらに対する配慮は当然のことであるが、このことに加え、例えば、友達同士で気軽に訪れることができるような雰囲気づくりを行うなど、子どもの視点に立った相談室の開設の方向で、今後、検討を進めるべきである。

オ) 救済機関の広報等について

直接の意見交換においては、テレビコマーシャルやウィズユーカードの活用、児童会や生徒会といった学校の場でのPRなど、広報面での工夫について様々な意見が寄せられた。

また、他の自治体においても、例えば、兵庫県川西市では、相談員の顔写真をプリントしたリーフレットを作成し、配布するなど、子どもが気軽に相談機関を利用できるように工夫している例がみられる。

子どもにとって身近で利用しやすい機関とするためには、こういった広報面の努力を欠かすことができないと考えられることから、札幌市として有効な手段を積極的に検討することが必要である。

カ) 救済機関の名称について

救済機関の名称を検討するに当たって、他の自治体における救済機関の名称の採用状況を見てみると、「オンブズマン」や「オンブズパーソン」、「子どもの権利擁護委員」

など、様々である。しかしながら、子どもにとってこれらの名称は、必ずしも親しみやすいというわけではない。

このことから、検討会議としては、これまで述べてきたように、「子どもの権利救済委員」という名称として仮置きしているが、実際の運用に当たっては、利用する立場である子どもから愛称を募集するという形を取ってはいかがであろうか。

そうすることで、子どもは、自分たちの相談機関という愛着を持ち、気軽に相談ができるようになると考えられるからである。

(2) その他留意点

子ども自身が参加する救済のあり方について

当初の条例案の大きな特徴の一つに、「子どもの参加・意見表明」を保障するための仕組みを具体的に明記していることが挙げられる。子どもは、自分にかかわることに参加し、意見を表明することで、自分の行動に責任を持つとともに、まちづくりの担い手として、健やかに成長していくであろう。

その意味から、検討会議では、この新しい救済機関のなかに、子ども同士で考え、解決を目指すような工夫ができないものかと考えた。子どもからのアンケート結果でも示されているように、比較的若い世代の相談員を望んでいる子どもたちもいることから、相談や調査、調整の一翼を子ども自身に担ってもらうことは可能かという問題について、検討することが必要であると考えられたからである。

この問題についていえば、確かに、子ども同士で調整しながら解決することが望ましいような事例について、相談者が第三者の子どもとの話し合いを通じて、エンパワメント¹⁹を実現できるような形で、子どもの力がかかわらせることも意義のある考え方である。

しかしながら、現段階で、直接的にこの機関に対して子どもをかかわらせることは、相談を受けるという精神的な負担や守秘義務の問題等、難しい面が課題としてあることも事実である。

したがって、救済機関に持ち込まれる前の段階で、学校内、施設内、あるいは地域等の場で、子ども同士が、自分たちにかかわる問題について真剣に考え、議論し、解決を目指す場を設けることで、仲間意識の醸成が図られるような取組を進めていくことから始めていくことが必要であると考えられる。

検討会議では、この救済機関のみならず、様々な子どもの相談や救済にかかわる場面において、このような子ども同士で考える、子どもが参加するという視点を今後の

¹⁹ エンパワメント：本来持っている力を引き出し、社会的な権限を与えること。前者を「能力開花」、後者を「権限付与」「権限委譲」などと訳される。ここでは、当事者自身が、自己の潜在能力に気づき、自立への力を身につけていくという趣旨で用いている。

検討課題として挙げることにしたい。

子どもの権利条例の広報について

これまで、救済機関の制度設計や組織のあり方等について、検討項目を詳しく述べてきた。しかしながら、この救済機関は、万が一権利侵害が起こってしまった場合における、いわば社会のセーフティーネットの制度であって、本来は、そういったことが起こらないような対策が何にもまして重要であることはいうまでもない。このことから、未然防止策として考えられる最も重要なことは何かを述べて、本答申を終えることにしたい。

これまでも札幌市では、子どもの権利条約の批准後、小・中学生向けの条約のパンフレットを作成し配布するなど、子どもの権利の普及啓発に努めてきた。また、昨今、いじめが社会問題化している状況を踏まえ、いじめに関するリーフレットを作成するなどの取組を進めてきた。今後とも、引き続き子どもたちに対して意識啓発を図ることが重要であろう。

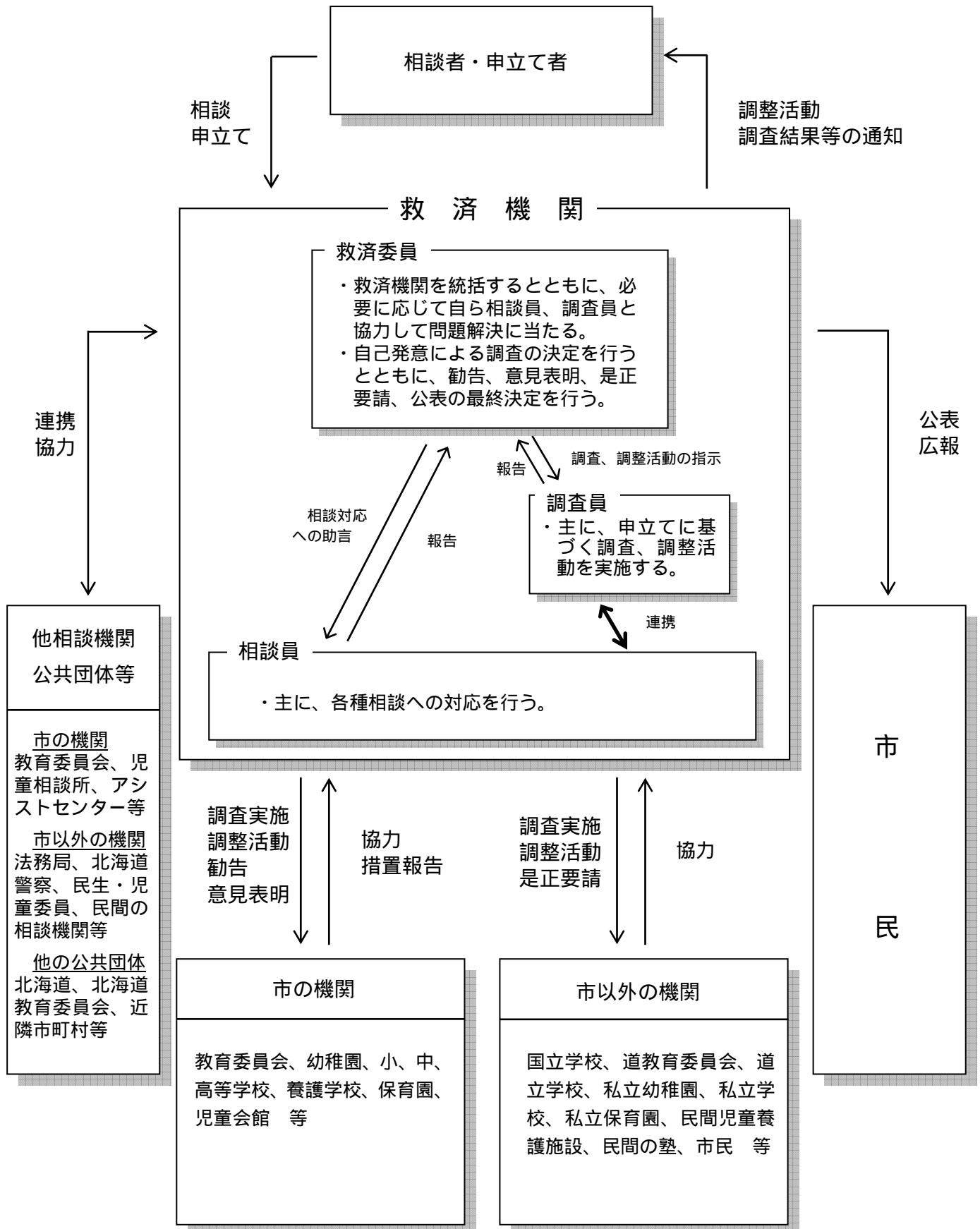
そして「子どもの権利条例」は、こうした取組を一層進めていくうえで、大きなきっかけになるものであり、その意味では、条例の制定を契機として、子どもの権利条約に基づく子どもの権利の理念を、子どもを含めた市民全体に広め、いかに実際に生活する家庭や学校、地域等の場面で根付かせていくことができるかが課題になるのではないかと考えられる。

そうである以上、まずは、子どもたちには、当初の条例案の第3章「子どもにとって大切な権利」に規定する、「安心して生きる権利」をはじめとする権利があることを、しっかりと広めていくことを強く求めたい。それによって、子どもたちは、権利を学び、行使し、自分の権利が尊重される経験を通して、他人の権利を尊重することの大切さを理解していくことができるとともに、権利行使に伴う責任も身につけていくことができるからである。

そして、子どもにかかわる大人一人ひとりが、子どもの権利の理念、意義といったものをしっかりと認識し、子どもの成長を社会全体で支えることができる環境づくりを進めることによって、真に子どもの人権が大切にされる社会をつくりあげることが可能になる。

子どもが、権利行使の経験の積み重ねを通して、自分で考え、判断し、自分の行動に責任を持ち、そして、自分のことだけでなく、他者のことも考えることができる人へと、健やかに成長・発達していくことができるよう、本答申が生かされ、子どもの権利条例が早期に制定されることを強く望むものである。

別紙 救済機関のイメージ図



参考資料

1 当初の条例案に対する検討表

下記の各項目以外に、「条例の名称」、「子どもの権利を保障するうえでの大人の役割」、「権利行使に伴う制限」、「意見表明権の規定」の4点について検討したが、その内容は、答申書本文 p. 3 の「2 当初の条例案の基本的事項に関する整理」に示している。

検討箇所	当初の条例案とそれに対する修正案	検討会議での主な意見
条例全般	【修正案】 条例案で、「等」という表現があるが、具体性に欠けるので、できる限り明確にする必要がある。	・限定的に列挙できない場合があること、子どもの立場に立つとできるだけ意味を広げる必要があることなどから、「等」という表現を使用している。
第3章「子どもにとって大切な権利」	【当初の条例案】 第10条（豊かに育つ権利） (1) <u>学び、遊び、休息すること。</u> 【修正案】 (1) <u>成長に応じて学ぶこと。</u> (2) <u>遊び、休息すること。</u>	・第1項について、学びと、遊びや休息という事柄の異なるものを同一にすべきではないのではないか。 ・子どもの成長発達に際して、最も基本的で重要なこととして、学び、遊び、休むことを並列的に並べたものであり、問題はないのでは。
第3章「子どもにとって大切な権利」	【当初の条例案】 第10条（豊かに育つ権利） (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、 <u>適切な助言等</u> の支援を受け、自分で決めること。 【修正案】 (3) …、年齢や成長に応じて、 <u>適切なかわり等</u> の支援を受け、自分で決めること。	・「自分のことを決めること」について、第12条「保護者の役割」には盛り込まれていない「適切な助言等」の文言が、この項で必要なのか。また、「助言」という言葉が適切かどうか。 ・「自己決定」は年齢や成長に感じなくてもよいのではないかと。自己決定できること、失敗していいということが、豊かに育つうえで大切なのではないかと。 ・「年齢や成長に応じて」という言葉が、「適切な助言等」にかかるのか、「自己決定」にかかるのかが不明確ではないかと。
第4章「生活の場における権利の保障」 第1節「家庭における権利の保障」	【当初の条例案】 第13条（虐待及び体罰の禁止） 1 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。 2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。 【修正案】 2 市は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。	・第13条第2項では、「市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。」となっているが、第2項でも、第1項と同様に、虐待とともに、「体罰」に対する規定を加えるべきではないかと。 ・虐待と体罰について、その定義の違いを明確にするべきではないかと。 ・虐待をする保護者は、「私がやっていることは虐待ではない、しつけの一環で体罰をしているだけだ。」ということがあつた。虐待も体罰も閉鎖的な環境のなかで行われていることを考えると、同じ位置付けで考えなければならぬのではないかと。 ・虐待の通告をする場合、実際問題として、様々な調査等、大きな労力が必

		<p>要となる。現実的に、体罰まで入れたときに、公的な機関の対応は大変ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項では、「虐待及び体罰」と広く捉えているのに対し、第2項では、虐待防止法で定められているということで狭く捉えていることに違和感がある。虐待防止法で定められていて当然やらなければならないということであれば、第2項そのものを外した方がよいのではないか。
<p>第4章「生活の場における権利の保障」 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」</p>	<p>【当初の条例案】 第29条（保護者への支援） 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。</p> <p>【修正案】 2 事業者は、<u>保護者たる従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。</u> もしくは、 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、<u>職場環境や労働条件を整備するよう配慮に努めるものとします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第29条2項の「事業所に勤務する保護者への支援」について、「子どもを持つ保護者に対する支援」を具体的に示すために、「職場環境や労働条件を整備するよう配慮に努める」などに修正するべきではないか。 ・労働条件の整備は重要であるが、各事業者に対し、この条例のなかでどこまで具体的に配慮させるかについて、盛り込むことは難しいのではないか。 ・この条文の趣旨は、各事業者が労働環境の整備を行うための配慮をするという努力規定が主眼ではないか。
<p>第7章「子どもの権利の保障の検証」</p>	<p>【当初の条例案】 第36条（権利委員会の設置等） 2 権利委員会は、…、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。</p> <p>【修正案】 2 権利委員会は、…、調査し、審議します。<u>なお、権利委員会の調査にあたり、協力を求められた機関等は、理由なく協力を拒否してはいけません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員会の運営について、調査権限が強制力を持つのであれば、「権利委員会の調査に当たり、協力を求められた機関等は、理由なく協力を拒否してはいけない」旨の規定を盛り込むべきではないか。 ・条例全体のバランスから考慮すると、修正の趣旨は条例のなかでは定めず、下位法の規則等で定めることが適切ではないか。
<p>第7章「子どもの権利の保障の検証」</p>	<p>【当初の条例案】 第36条（権利委員会の設置等）</p> <p>【修正案】 第36条に、子どもの権利委員が参加する場面、分野等を付記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員会は、15歳以上の子どもが含まれるが、個別の救済に関する場面などは、子ども自身の参加を制限すべきではないか。 ・権利委員会は、個々の事例を扱うのではなく、子どもにかかわる全般的な施策を対象とするものではないか。 ・第36条6項で定めているように、具体的な実施要領、運営等については別に市長が定めることでよいのではないか。

2 札幌市子どもの権利に関する条例案

平成 19 年第 1 回定例市議会に
提案した当初の条例案

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にするとは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親又は保護受託者その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第 3 条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第 2 章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第 4 条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第 5 条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11 月 20 日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第 6 条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第 3 章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第 7 条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保

障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができません。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談でき、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができません。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見

を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担に

とらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。
(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。
(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済 (相談及び救済)

第32条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済のための制度の創設)

第33条 市は、子どもに対する権利の侵害が、子どもの心身の健やかな成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を設けるものとします。

2 前項の制度においては、子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、他の機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

第6章 施策の推進 (施策の推進)

第34条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第35条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証 (権利委員会の設置等)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年とします。

6 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

(答申等及び市の措置)

第37条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則 (委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。ただし、第7章及び附則第3項の規定は、市長が別に定める日から施行します。

2 市は、この条例の施行後、第33条第1項に定める制度を速やかに設けるものとします。

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正します。

(省略)

3 平成 18 年度いじめの状況等に関する調査結果（札幌市教育委員会）

(1) 調査目的

本調査は、平成 18 年度までの文部科学省のいじめの定義（自分より弱い者に対して、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの）によらず、子ども自身の受け止めに重視して行うものであり、児童生徒の実態や各校の取組状況をより適切に把握し、いじめ問題の早期発見、早期対応に資することを目的としている。

(2) 調査対象と回収率

	小学校(2)	中学校(2)	高等学校(2)	養護学校(3)	合計
学校数	209 校	100 校	12 校	2 校	323 校
児童生徒数(1)	94,868 人	47,639 人	7,352 人	232 人	150,091 人
調査提出児童生徒数	87,767 人	40,006 人	5,991 人	163 人	133,920 人
回収率	92.5%	84.0%	81.5%	70.3%	89.2%

- 1 児童生徒数は、平成 18 年 12 月 15 日現在である。
- 2 小学校・中学校は、分校を含む。高等学校は、定時制を含む。
- 3 養護学校は、山の手養護学校と豊明養護学校の 2 校を調査対象としている。なお、下記「調査結果」では、養護学校のデータは、各校種のデータに加算している。

(3) 調査結果

問 1 . あなたは、今、いじめられていると思いますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
思う	13.3%	5.1%	0.8%	10.3%
思わない	85.6%	94.6%	98.7%	88.9%

問 2 . いじめられていると思う人に聞きます。どんないじめですか。（複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校
仲間はずれや無視される	32.5%	30.3%	38.3%
たたいたり、けられたりする	40.0%	22.8%	19.1%
持ち物をかくされたり、いたずらされる	13.0%	21.5%	14.9%
悪口を言われる	60.7%	69.2%	46.8%
傷つくメールが送られてくる	0.9%	5.1%	10.6%
その他	15.6%	19.3%	23.4%

問 3 . あなたは、自分がいじめられたら、だれかに相談しますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
相談する	82.6%	60.7%	54.2%	74.8%
相談しない	16.3%	38.4%	44.5%	24.2%

問４．相談すると答えた人に聞きます。だれに相談しますか。(複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校
学校の先生	51.5%	27.2%	15.0%
家族	85.4%	62.8%	53.4%
友達	41.5%	63.7%	69.2%
電話相談	3.6%	2.7%	2.8%
スクールカウンセラー(中学生以上が回答)	-	3.5%	5.7%
その他	1.4%	2.0%	2.4%

問５．いじめのことで電話相談できるところがありますが、そのことを知っていましたか。(小学校３年生以上が回答。)

	小学校	中学校	高等学校	全体
知っていた	68.5%	81.5%	66.7%	73.3%
知らない	30.2%	18.0%	32.7%	25.7%

問６．あなたは、最近いじめられている人を見たり聞いたりしたことがありますか。

	小学校	中学校	高等学校	全体
ある	36.9%	33.9%	12.5%	34.9%
ない	61.6%	65.0%	86.4%	63.7%

問７．あなたは、だれかがいじめられていると知ったらどうしますか。(複数回答可)

	小学校	中学校	高等学校
いじめている人に注意する	44.6%	18.4%	12.7%
いじめられている人の話をきいてあげる	49.0%	37.4%	34.4%
学校の先生に相談する	45.4%	19.1%	10.3%
家族に相談する	24.4%	12.8%	8.9%
友達に相談する	19.7%	25.2%	22.0%
スクールカウンセラーに相談する(中学生以上が回答)	-	1.6%	1.6%
どうしたらよいかわからない	8.3%	22.7%	26.3%
自分には関係ないので何もしない	2.9%	11.0%	12.9%
その他	2.0%	4.0%	6.0%

上記の調査結果の詳細は、札幌市教育委員会ホームページを参照。
http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/ijime/ijime_chosa.html

4 児童虐待相談の状況（札幌市児童相談所）

(1) 児童虐待について

児童虐待は、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳未満）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり、児童の人権侵害にあたるものである。児童虐待の防止等に関する法律第2条により、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（養育の怠慢・拒否等）の4つに分類・定義されている。

札幌市児童相談所における平成18年度の児童虐待相談受付処理件数は310件で、前年度（245件）に比べ26.5%の増となった。

(2) 虐待内容別の内訳

札幌市児童相談所における平成18年度の児童虐待相談受付処理件数は合計310件で、前年度（245件）に比べ26.5%の増となった。

虐待相談の内容別では、平成18年度においてもネグレクト（養育の怠慢・拒否等）が例年と同様に最も多く、全体の67.1%を占めている。

以下、身体的虐待21.9%、心理的虐待8.1%、性的虐待2.9%であり、内容別構成比の順序は例年同様である。

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	合計
平成16年度 （割合）	42件 （17.3%）	28件 （11.6%）	6件 （2.5%）	166件 （68.6%）	242件 （100%）
平成17年度 （割合）	53件 （21.6%）	24件 （9.8%）	4件 （1.6%）	164件 （67.0%）	245件 （100%）
平成18年度 （割合）	68件 （21.9%）	25件 （8.1%）	9件 （2.9%）	208件 （67.1%）	310件 （100%）

《資料》札幌市児童相談所

(3) 虐待者の内訳

平成18年度の虐待相談における主な虐待者の内訳では、実父等の父親によるものが全体の28.4%、実母等の母親によるものが全体の70.0%を占めている。

	父		母		その他	合計
	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親		
平成16年度 （割合）	28件 （11.6%）	24件 （9.9%）	185件 （76.5%）	3件 （1.2%）	2件 （0.8%）	242件 （100.0%）
平成17年度 （割合）	43件 （17.6%）	18件 （7.3%）	169件 （69.0%）	10件 （4.1%）	5件 （2.0%）	245件 （100.0%）
平成18年度 （割合）	60件 （19.4%）	28件 （9.0%）	216件 （69.7%）	1件 （0.3%）	5件 （1.6%）	310件 （100.0%）

《資料》札幌市児童相談所

(4) 虐待の通告受付件数

虐待通告件数については、平成 16 年度以降も増加傾向を示し、平成 18 年度では前年度比 28.0% 増となっている。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
通告件数（世帯別で計上） （前年度比）	274 件 （+53.1%）	311 件 （+13.5%）	398 件 （+28.0%）
通告のうち虐待認定件数	37 件	37 件	61 件

《資料》札幌市児童相談所

(5) 虐待の通告経路

通告経路としては、近隣住民等からのものが最も多く、近年も増加している。これは平成 16 年 1 月に発覚した大阪府内の虐待事件が全国的に報道されたことなどで国民の虐待への関心が高まり、その一方で児童虐待防止法等の改正などもあったことから、より一層、虐待に対する認識が市民に浸透してきているものと推察される。

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
家族	父	7 件	7 件	4 件
	母	4 件	4 件	2 件
	その他	0 件	0 件	0 件
親戚		9 件	11 件	17 件
児童本人		2 件	0 件	3 件
近隣・知人		120 件	142 件	188 件
福祉事務所・民生児童委員等		24 件	31 件	39 件
保健センター		24 件	15 件	20 件
保育所・児童福祉施設等		12 件	20 件	27 件
医療機関		18 件	17 件	26 件
学校等		20 件	37 件	44 件
警察		16 件	9 件	18 件
その他		18 件	18 件	10 件
合計		274 件	311 件	398 件

《資料》札幌市児童相談所

5 福祉犯罪の状況（北海道警察）

(1) 福祉犯罪の被害状況

平成 18 年中に、福祉犯罪の被害にあった少年（「少年法」の定義に基づく 20 歳未満の少年、少女をいう。）の数は、北海道全体で 363 人であり、前年に比べ 43 人（13.4%）増加している。このうち、女子の被害が、被害少年全体の 93.1%を占めている。

少年の福祉を害する犯罪の被害状況（括弧内は女子の被害者の数）

	平成 17 年	平成 18 年
北海道青少年健全育成条例違反	116 人(107 人)	122 人(120 人)
児童買春・児童ポルノ法違反	70 人(70 人)	95 人(94 人)
風営適正化法違反	65 人(36 人)	92 人(75 人)
児童福祉法違反	49 人(46 人)	43 人(41 人)
その他違反	20 人(10 人)	11 人(8 人)
総数	320 人(269 人)	363 人(338 人)

《資料》北海道警察 平成 18 年少年被害の現況

(2) テレクラ・出会い系サイトの利用による性的被害の実態

平成 18 年中に、福祉犯罪により性的被害を受けた少年のうち、テレクラ・出会い系サイトの利用によるものは、北海道全体で、テレクラが 16 人、出会い系サイトが 72 人であり、前年に比べてテレクラが 3 人減少、出会い系サイトが 22 人増加している。

テレクラ・出会い系サイトの利用による被害状況

	平成 17 年	平成 18 年
北海道青少年健全育成条例違反	112 人	115 人
うちテレクラ	1 人	4 人
うち出会い系	28 人	30 人
児童買春・児童ポルノ法違反	70 人	95 人
うちテレクラ	17 人	12 人
うち出会い系	21 人	34 人
児童福祉法違反	35 人	30 人
うちテレクラ	1 人	0 人
うち出会い系	1 人	8 人
売春防止法違反	6 人	1 人
うちテレクラ	0 人	0 人
うち出会い系	0 人	0 人
総数	223 人	241 人
うちテレクラ	19 人	16 人
うち出会い系	50 人	72 人

《資料》北海道警察 平成 18 年少年被害の現況

6 札幌市子どもの安心と救済に関する実態・意識調査結果（札幌市子ども未来局）

(1) 調査期間

平成 19 年 7 月 11 日～ 8 月 10 日

(2) 調査対象及び回収結果

調査対象	対象数（人）	回収数（人）	回収率（％）
11 歳から 17 歳までの子ども	5,000	1,313	26.3

(3) 調査結果

上段は回答数（人）、下段は割合（％）を示す。

問 1 . あなたの性別を教えてください。

調査数	男性	女性	無回答
1,313	548	760	5
100.0	41.7	57.9	0.4

問 2 . あなたの年齢を教えてください。（平成 19 年 6 月 1 日現在）

調査数	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	無回答
1,313	73	98	123	269	259	236	248	7
100.0	5.6	7.5	9.4	20.5	19.7	18.0	18.9	0.5

問 3 . あなたは、平日（月曜日～金曜日）主に何をしていますか。

調査数	学校に行っている	フリースクール等民間施設に行っている	家にいる	働いている	その他	無回答
1,313	1,276	1	22	6	4	4
100.0	97.2	0.1	1.7	0.5	0.3	0.3

問 4 . あなたが住んでいる区は、次のどこですか。

調査数	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	無回答
1,313	136	193	144	116	127	131	105	126	128	104	3
100.0	10.4	14.7	11.0	8.8	9.7	10.0	8.0	9.6	9.7	7.9	0.2

問 5 . あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

調査数	1 年未満	1～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	無回答
1,313	45	135	250	877	6
100.0	3.4	10.3	19.0	66.8	0.5

問6．あなたが、「今打ちこんでいること」や「やりがいを感じていること」は何ですか。

(複数回答)

調査数	学校の勉強	学校のクラブ活動・部活	学校の児童会・生徒会活動	学校の運動会・体育大会などの運動行事	学校の発表会・文化祭などの文化行事	住んでいる地域のスポーツ活動
1,313	441	572	92	187	323	57
100.0	33.6	43.6	7.0	14.2	24.6	4.3
	おけいこ・習いごと	塾の勉強	ボランティア活動	子ども会活動	読書	友達との遊びや活動
	214	148	26	16	318	587
	16.3	11.3	2.0	1.2	24.2	44.7
	パソコンやインターネットなど	一人でするゲーム	ない	その他	無回答	
	342	218	49	111	6	
	26.0	16.6	3.7	8.5	0.5	

問7．あなたには、将来「やってみたいこと」や「なりたい職業」など、自分なりの「夢」がありますか。

調査数	ある	なんとなくある	今は思いつかない	ない	その他	無回答
1,313	650	422	188	45	3	5
100.0	49.5	32.1	14.3	3.4	0.2	0.4

問8．あなたは、次のなかで、疲れること、不安に思うことがありますか。(複数回答)

調査数	親との関係	兄弟姉妹との関係	祖父母との関係	家事	先生との関係	友達や先輩との関係	学校の勉強・宿題
1,313	207	117	47	47	150	389	696
100.0	15.8%	8.9	3.6	3.6	11.4	29.6	53.0
	学校の規則	学校のクラブ活動・部活動	児童会・生徒会活動	塾の勉強・宿題	おけいこ・習いごと	住んでいる地域のスポーツ活動	ボランティア活動
	226	172	27	131	40	6	2
	17.2	13.1	2.1	10.0	3.0	0.5	0.2
	仕事・アルバイト先の人間関係	受験・進路	ない	その他	無回答		
	36	568	172	29	23		
	2.7	43.3	13.1	2.2	1.8		

問9 . あなたは、これまで、大人から次のようなことをされて、「いやな思い」をしたことがありますか。(複数回答)

調査数	親(保護者)から、たたかれる、なぐられる	親(保護者)に、心を傷つけられる言葉を言われる	親(保護者)に、いやらしいことを言われたり、されたりする	親(保護者)に、自分をほったらかしにされる	学校や幼稚園、保育所等の先生や職員からたたかれる、なぐられる
1,313	139	182	20	34	23
100.0	10.6	13.9	1.5	2.6	1.8
	学校や幼稚園等の先生や職員に、心を傷つけられる言葉を言われる	学校や幼稚園等の先生や職員に、いやらしいこと言われたりされたりする	塾や習いごとの先生などから、たたかれる、なぐられる	塾や習いごとの先生などに、心を傷つけられる言葉を言われる	塾や習いごとの先生に、いやらしいこと言われたりされたりする
	121	7	20	50	3
	9.2	0.5	1.5	3.8	0.2
	知らない大人に、声をかけられる、追いかける	されたことはない	その他	無回答	
	121	796	56	60	
	9.2	60.6	4.3	4.6	

問9 - 1 . 大人から、問9で をつけたことをされたとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番近い気持ちはどれですか。

調査数	誰か他の人に相談して何とかしてもらおうと思った	自分自身がしっかりしなければいけないと思った	自分が悪いので仕方がないと思った	生きていることが辛くなった
457	37	92	78	46
100.0	8.1	20.1	17.1	10.1
	日々の生活をしていくのが辛くなった	その大人のいるところにいる(行く)のが辛くなった	その他	無回答
	33	64	85	22
	7.2	14.0	18.6	4.8

問9 - 2 . 大人から、問9で をつけたことをされたとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめてほしいと言った	誰か他の人に相談した	我慢した	仕返しをした	逃げた、行かなくなった	その他	無回答
457	65	108	252	46	72	49	17
100.0	14.2	23.6	55.1	10.1	15.8	10.7	3.7

問9 - 3 . (問9 - 2で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ) 誰・どこに相談しましたか。(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生	保健室の先生
108	67	17	8	69	2	21	6
100.0	62.0	15.7	7.4	63.9	1.9	19.4	5.6
	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員(スクールカウンセラー等)	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生
	-	3	2	-	1	-	2
	-	2.8	1.9	-	0.9	-	1.9
	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ 監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板	電話・メール相談	話をきいてくれる相談窓口	その他
	1	1	1	5	2	-	9
	0.9	0.9	0.9	4.6	1.9	-	8.3

問9 - 4 .(問9 - 2で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ) 相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他
108	29	44	28	1	6
100.0	26.9	40.7	25.9	0.9	5.6

問10 . あなたは、友達や先輩などから、次のようなことをされて「いやな思い」をしたことがありますか。(複数回答)

調査数	友達や先輩などから、無視される	友達や先輩などから、暴力をふるわれる	友達や先輩などに、心を傷つけられる言葉と言われる	友達や先輩などに、物・金をとられる	友達や先輩などから、万引等いけないことをむりやりさせられる
1,313	242	72	371	40	3
100.0	18.4	5.5	28.3	3.0	0.2
	友達や先輩などから、はずかしいことをむりやりさせられる	されたことはない	その他	無回答	
	29	746	34	58	
	2.2	56.8	2.6	4.4	

問10 - 1 . 友達や先輩などから、問10で をつけたことをされたとき、あなたはどんな気持ちになりましたか。一番近い気持ちはどれですか。

調査数	誰か他の人に相談して何とかしてもらおうと思った	自分自身がしっかりしなければいけないと思った	自分が悪いので仕方がないと思った	生きていることが辛くなった
509	75	124	36	45
100.0	14.7	24.4	7.1	8.8
	日々の生活をしていくのが辛くなった	その友達や先輩のいるところにいる(行く)のが辛くなった	その他	無回答
	62	98	60	9
	12.2	19.3	11.8	1.8

問10 - 2 . 友達や先輩などから、問10で をつけたことをされたとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめてほしいと言った	誰か他の人に相談した	我慢した	仕返しをした	逃げた、行かなくなった	その他	無回答
509	101	181	268	57	42	52	10
100.0	19.8	35.6	52.7	11.2	8.3	10.2	2.0

問 10 - 3 .(問 10 - 2 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)誰・どこに相談しましたか。

(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
181	123	18	4	101	2	76
100.0	68.0	9.9	2.2	55.8	1.1	42.0
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員(スクールカウンセラー等)	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	17	11	5	4	1	-
	9.4	6.1	2.8	2.2	0.6	-
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	1	2	-	4	-	4
	0.6	1.1	-	2.2	-	2.2
	電話・メール相談	話をきいてくれる相談窓口	その他	無回答		
	4	1	8	1		
	2.2	0.6	4.4	0.6		

問 10 - 4 .(問 10 - 2 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他	無回答
181	61	71	35	3	8	3
100.0	33.7	39.2	19.3	1.7	4.4	1.7

問 11 .あなたは、ほかの子どもが、つらい目にあっているところを、目にしたことがありますか。

調査数	ある	ない	無回答
1,313	752	520	41
100.0	57.3	39.6	3.1

問 11 - 1 .(問 11 で「ある」と回答した人へ)そのとき、あなたはどうしましたか。(複数回答)

調査数	やめさせようとした	誰か他の人に相談した	特に何もしなかった	その他	無回答
752	206	217	338	73	5
100.0	27.4	28.9	44.9	9.7	0.7

問 11 - 2 .(問 11 - 1 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)誰・どこに相談しましたか。

(複数回答)

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長 ・教頭先生	担任の先生
217	94	13	2	145	1	70
100.0	43.3	6.0	0.9	66.8	0.5	32.3
	保健室の先生	クラブ・部活動 の顧問の先生	生徒指導・生 活指導の先生	校内相談員(ス クールカウンセラ等)	幼稚園・保育所・ 養護施設の先生	児童会館の スタッフ
	11	7	7	2	-	1
	5.1	3.2	3.2	0.9	-	0.5
	図書館・地区 センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民 間施設の先生	習いごとの先生、 スポーツクラブ監督等	住んでいる地域 の知り合いの人	インターネット 掲示板
	-	1	-	1	-	1
	-	0.5	-	0.5	-	0.5
	電話・メール相談	話をきいてく れる相談窓口	その他	無回答		
	4	-	5	3		
	1.8	-	2.3	1.4		

問 11 - 3 .(問 11 - 1 で「誰か他の人に相談した」と回答した人へ)相談してよくなりましたか。

調査数	よくなった	少しよくなった	変わらなかった	かえって悪くなった	その他	無回答
217	40	89	73	5	6	4
100.0	18.4	41.0	33.6	2.3	2.8	1.8

問 12 .あなたにとって、ホッとでき、安心していられるところはどこですか。(複数回答)

調査数	自分の部屋	家族と一緒に くつろぐ部屋	友達の家	祖父母の家	学校の教室	学校の保健室	学校の相談室
1,313	1,124	683	294	223	322	87	12
100.0	85.6	52.0	22.4	17.0	24.5	6.6	0.9
	学校の図書室	学校の体育 館・グラウンド	学校の部室	児童養護施設	児童会館	図書館・地 区センター	公園
	103	89	113	-	13	79	180
	7.8	6.8	8.6	-	1.0	6.0	13.7
	塾	習いごとの教 室・スポーツクラブ	フリースクールなど の民間施設	コンビニ	ゲームセンター・ カラオケボックス	スポーツする場所(ク ラウド・体育館等)	ハンバーガーショップ・ ファミリーレストラン・カフェ
	47	49	2	50	122	164	114
	3.6	3.7	0.2	3.8	9.3	12.5	8.7
	マンガ喫茶・イン ターネットカフェなど	ショップ	ない	その他	無回答		
	48	113	18	103	5		
	3.7	8.6	1.4	7.8	0.4		

問 13. あなたにとって、自分が話したいこと（楽しかったこと・悩みなど）を何でも話せる人は誰ですか。（複数回答）

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
1,313	768	350	160	958	7	141
100.0	58.5	26.7	12.2	73.0	0.5	10.7
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員（スクールカウンセラー等）	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	38	48	14	8	2	6
	2.9	3.7	1.1	0.6	0.2	0.5
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	2	35	-	27	12	27
	0.2	2.7	-	2.1	0.9	2.1
	電話・メール相談の相手	話をきいてくれる相談窓口の人	何でも話せる人はいない	その他	無回答	
	78	1	135	50	13	
	5.9	0.1	10.3	3.8	1.0	

問 14. あなたにとって、あなたを大切に思ってくれていると思える人は、誰ですか。（複数回答）

調査数	親	兄弟姉妹	祖父母	友達	校長・教頭先生	担任の先生
1,313	1,131	644	683	882	54	335
100.0	86.1	49.0	52.0	67.2	4.1	25.5
	保健室の先生	クラブ・部活動の顧問の先生	生徒指導・生活指導の先生	校内相談員（スクールカウンセラー等）	幼稚園・保育所・養護施設の先生	児童会館のスタッフ
	72	160	40	8	10	11
	5.5	12.2	3.0	0.6	0.8	0.8
	図書館・地区センターのスタッフ	塾の先生	フリースクールなど民間施設の先生	習いごとの先生、スポーツクラブ監督等	住んでいる地域の知り合いの人	インターネット掲示板
	5	86	2	84	40	8
	0.4	6.5	0.2	6.4	3.0	0.6
	電話・メール相談の相手	話をきいてくれる相談窓口の人	いないと思う	その他	無回答	
	59	2	49	58	26	
	4.5	0.2	3.7	4.4	2.0	

問 15 . あなたは、自分のことについて、次のようなことを思いますか。

	調査数	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
1 .自分のことが好きだ	1,313	188	503	414	195	13
	100.0	14.3	38.3	31.5	14.9	1.0
2 .自分は人から必要とされている	1,313	159	573	423	141	17
	100.0	12.1	43.6	32.2	10.7	1.3
3 .誰かのために何かをしてあげたい	1,313	659	493	108	42	11
	100.0	50.2	37.5	8.2	3.2	0.8
4 .社会に役立つことをしたい	1,313	560	507	176	58	12
	100.0	42.7	38.6	13.4	4.4	0.9

問 16 . あなたは、「子どもの権利条約」を知っていますか。

調査数	知っている	聞いたことがあるが、内容はよくわからない	知らない	無回答
1,313	523	443	332	15
100.0	39.8	33.7	25.3	1.1

問 17 . 札幌市には、子どもが悩んだり、困ったりしたとき、電話やメールなどで話を聞いてくれる相談窓口があります。このなかで、あなたが知っているところはどれですか。(複数回答)

調査数	子どもアセスター(札幌市)	いじめ電話相談(札幌市)	教育センター教育相談室(札幌市)	児童相談所(札幌市)	子どもの人権110番(国)	少年相談110番(道警)
1,313	325	716	242	436	232	167
100.0	24.8	54.5	18.4	33.2	17.7	12.7
	興正子ども家庭支援センター	羊ヶ丘児童家庭支援センター(YOU 勇コール)	チャイルドラインさっぽろ	知っているところはない	その他	無回答
	33	62	685	233	5	30
	2.5	4.7	52.2	17.7	0.4	2.3

問 17 - 1 .(問 17 で知っているところに つけた人へ) 札幌市にある相談できるところで、あなたが実際に利用したことがあるところはどれですか。(複数回答)

調査数	子どもアセスター(札幌市)	いじめ電話相談(札幌市)	教育センター教育相談室(札幌市)	児童相談所(札幌市)	子どもの人権110番(国)	少年相談110番(道警)
1,050	7	4	5	4	2	1
100.0	0.7	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1
	興正子ども家庭支援センター	羊ヶ丘児童家庭支援センター(YOU 勇コール)	チャイルドラインさっぽろ	利用したことはない	その他	無回答
	2	1	13	1,004	1	12
	0.2	0.1	1.2	95.6	0.1	1.1

問 17 - 2 .(問 17 - 1で「利用したことはない」に つけた人へ) あなたが利用しなかった理由は何ですか。(複数回答)

調査数	電話番号がわからなかったから	相談の場所を知らなかったから	ちゃんと相談にのってくれるのか不安だったから	相談したことを誰かに知られるかもしれないと思ったから
1,004	29	15	68	53
100.0	2.9	1.5	6.8	5.3
	相談しても、よくならないと思ったから	相談窓口で相談する必要がなかったから	その他	無回答
	135	827	71	5
	13.4	82.4	7.1	0.5

問 18 . あなたは、相談窓口を利用しようとする場合、次のことを望みますか。

	調査数	望む	やや望む	あまり望まない	望まない	無回答
1 . どんな話でも聞いて、真剣に受け止めてくれること	1,313	1,070	165	30	23	25
	100.0	81.5	12.6	2.3	1.8	1.9
2 . 自分と年齢の近い話し相手がいること	1,313	342	395	379	172	25
	100.0	26.0	30.1	28.9	13.1	1.9
3 . 自分の気持ちや意見を代わりに伝えてくれること	1,313	227	357	426	275	28
	100.0	17.3	27.2	32.4	20.9	2.1
4 . 困ったとき、相談窓口で逃げ込めること	1,313	346	427	332	178	30
	100.0	26.4	32.5	25.3	13.6	2.3
5 . 解決方法を教えてくれること	1,313	673	405	140	66	29
	100.0	51.3	30.8	10.7	5.0	2.2
6 . 解決のために、関係する人たちとの間に入って、調整をしてくれること	1,313	189	280	432	380	32
	100.0	14.4	21.3	32.9	28.9	2.4
7 . 解決に取り組んでくれないところや人に、取り組むよう働きかけてくれること	1,313	302	376	359	244	32
	100.0	23.0	28.6	27.3	18.6	2.4

7 札幌市内（近郊を含む）の主な子どもに関する相談窓口一覧表

名称・設置主体	受付方法・時間	対象	内容	相談場所・電話番号等
子どもアシストセンター (札幌市子ども未来局)	(電話、面談、メール) 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く。	19歳以下の子ども及びその保護者、関係者	いじめ、不登校、問題行動、友達、親子関係など	札幌市子どもアシストセンター 電話 011-211-3783 メール assist@city.sapporo.jp
区少年育成指導室 (札幌市各区市民部)	(電話、面談) 月 10:00～17:00 火～金 10:15～17:00 祝日・年末年始を除く。 巡回指導時間等を除く(各区により異なる)。 北、手稲はメール相談も実施。	19歳以下の子ども及びその保護者、関係者	いじめ、不登校、問題行動、友達、親子関係など	札幌市各区役所 中央区は保健センター内、 豊平区・西区・手稲区は区民センター内。
札幌市児童相談所 (札幌市子ども未来局)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始を除く。 虐待相談、通告は24時間、 365日対応。	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	札幌市児童相談所 電話 011-622-8630
区家庭児童相談室 (札幌市各区保健福祉部)	(電話、面談) 月 9:30～16:30 火～金 9:30～16:15 祝日・年末年始を除く。	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	養護相談、非行、しつけ等、18歳未満の子どもあらゆる相談	札幌市各区保健センター 豊平区は区役所内。
札幌市教育センター教育相談室 (札幌市教育委員会教育センター)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:15 祝日・年末年始を除く。	幼児から高校生までの子ども及びその保護者、関係者	不登校、いじめ、発達についての心配、子育ての悩みなど	札幌市教育センター教育相談室 電話 011-671-3210
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会少年相談室)	(電話、面談) 月～金 9:00～20:00 祝日・年末年始を除く。 上記以外の時間は、番号 (0570-078310)で24時間対応。	幼児から高校生までの子ども及びその保護者、関係者	いじめ問題、不登校など	札幌市教育委員会少年相談室 フリーダイヤル 0120-127830
子どもの人権110番 (札幌法務局人権擁護部)	(電話、インターネット) 月～金 8:30～17:15 インターネット人権相談、携帯用相談 (大人用)、(子ども用)	18歳未満の子ども及びその保護者、関係者	子どもの人権に関する相談(いじめ、体罰、虐待など)	札幌法務局人権擁護部 電話 011-728-0780 全国統一電話番号 フリーダイヤル 0120-007-110
北海道立教育研究所 (北海道教育委員会)	(来所、電話、メール) 来所:月～金 10:00～16:00 祝日・年末年始を除く。 電話:毎日24時間対応 メール:原則1週間以内に回答	北海道内の乳幼児・児童生徒・保護者及び学校教育関係者	学校教育に関する相談(いじめ、不登校など)、家庭教育に関する相談(育児、しつけなど)	北海道立教育研究所(江別) 電話 011-386-4511 フリーダイヤル(24時間) 0120-3882-56 フリーダイヤル(10:00-17:00) 0120-3882-86 メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
少年サポートセンター (北海道警察本部生活安全全部少年課)	(電話、面談) 月～金 8:45～17:30 祝日・年末年始を除く。	20歳未満の少年およびその保護者、関係者	非行、少年の犯罪被害、少年の悩みごとなど	道警本部少年課少年サポートセンター フリーダイヤル 0120-677110(少年相談110番) 道警本部代表 011-251-0110
興正こども家庭支援センター (社福 興正学園)	(電話、メール、面談、家庭訪問) 電話・メール:年中無休、24時間 面談・家庭訪問:随時	18歳以下の子ども及びその保護者、関係者	育児、しつけ、不登校、非行、虐待、家庭環境など	興正学園 電話 011-765-1000 メール kodomo@koushou.or.jp
羊ヶ丘児童家庭支援センター (社福 羊ヶ丘養護園)	(電話、面談、家庭訪問) 電話:年中無休、24時間 面談・家庭訪問:事前予約制	18歳以下の子ども及びその保護者、関係者	子育てに関すること、子どもの悩み全般	羊ヶ丘養護園 電話 011-854-2415
チャイルドラインさっぽろ (NPO法人チャイルドラインさっぽろ)	(電話) 月・水 16:00～21:00	18歳未満の子ども	学校生活、自分自身のことなど	チャイルドラインさっぽろ フリーダイヤル 0120-7-26266
子どもの権利110番 (札幌弁護士会)	(電話) 木 16:00～18:00	子ども、保護者	子どもの人権	札幌弁護士会 電話 011-281-5110

8 救済制度に関する子どもへのアンケート調査結果

(1) 調査対象及び回収数

調査対象	回収数(人)
子ども委員会、子ども議会の子ども	43
直接の意見交換に参加した子ども	23
合計	66

(2) 調査項目

質問番号	質問項目
1	どのような人(年齢、性別など)が相談員であれば、悩みを話しやすいですか？
1	どのような方法(電話、面接、メールなど)で、相談したいですか？
1	相談する日時(時間帯、曜日など)は、いつであればよいと思いますか？
1	相談できる場所(近さ・遠さ、雰囲気など)は、どのような場所を望みますか？
1	そのほか、子どもにとって、どのような制度が「利用しやすい」と感じられますか？意見を自由に書いてください。
2	このような制度をつくらうとしていると聞いて、みなさんはどのように感じましたか？意見や感想を自由に書いてください。また、このような制度以外にも、問題を解決できるアイデアがあれば書いてください。

アンケート用紙については、ホームページ(子どもの権利ウェブ)において、「第9回検討会議の議事資料」として掲載している。

(3) 調査結果

調査結果は次ページ以降のとおりである。なお、複数回答があるため、回収数と質問ごとの合計人数とは一致していない。

質問1. どのような人(年齢、性別など)が相談員であれば、悩みを話しやすいですか？

年齢について

- ・20歳～30歳代。(13人)
- ・同年齢か少し上の、子どもと年齢の近い若い人。(13人)
- ・自分より年上の人、経験豊かな年配の人。(7人)
- ・親と同じくらいの年齢の人。(6人)
- ・30歳～40歳代。(5人)
- ・自分と年齢の近い人がよいので、10歳代後半くらい。(2人)
- ・高校生、大学生くらいの人。(1人)
- ・大学生くらいのお兄さんかお姉さん。(1人)
- ・15歳～25歳くらいまで。(1人)
- ・40歳～50歳代。(1人)
- ・人生の先輩だし、何でも受け止めてくれそうなので、お年より。(1人)
- ・何歳でもよい。(2人)

性別について

- ・女性がよい。(19人)
- ・相談する子どもと同性の人がよい。(15人)
- ・男女どちらでもよい。(6人)
- ・男性がよい。(4人)
- ・男女両方ともいるのがよい。(2人)

年齢についての意見など

- ・あまり年が離れていると話にくいから、年齢はなるべく子どもに近い人がよい。(3人)
- ・年齢は近い方が、価値観の違いが出ないと思う。(1人)
- ・電話の場合、大学生など若すぎでもなく、おじさんという感じでもない人がよい。(1人)
- ・年齢はあまり関係なく、しっかりと話を聞いてくれる人であればよい。(1人)
- ・おせっかいな人でなければ、若い人でもお年寄りでもよい。(1人)

性別についての意見など

- ・男性、女性が両方いたらいいと思う。女の人なら優しくそうな人だと安心する。男の人なら話をしっかり聞いてくれて優しくそうな人がよい。また、相談内容によっては、同性の方が話しやすい場合もあると思う。

その他意見、感想など

- ・いじめなどの体験がある人だとよい。(3人)
- ・相談する内容と同じような体験を受けたことがある人だと、共感を得たりできて、もっと詳しく話すことができると思う。(1人)
- ・親身になってくれる人。(2人)
- ・いつもニコニコしている優しい雰囲気の人。(1人)
- ・やさしい口調、やさしい感じの人。(5人)
- ・相談しやすく、親しみやすく、信じられる人がよい。(1人)
- ・落ち着いている人。(1人)
- ・相談員の人で暗いのはイヤ。(1人)

- ・明るく相談にのってくれればよい。(1人)
- ・相談員の方が笑顔でいると、雰囲気がよくて、話しやすい。(1人)
- ・気軽に話を進めてくれる人がよいと思う。(1人)
- ・質問をしたらすぐ答えてくれて、わかりやすく説明してくれる人。(1人)
- ・一緒に考えてくれて、アドバイスをしてほしい。(1人)
- ・何に対しても、アドバイスをしてくれる人。(1人)
- ・アドバイスを少しだけしてくれる人がよいと思う。(1人)
- ・人の話を聞くのが上手で、アドバイスをしすぎない人がよい。(1人)
- ・ちゃんと子どもの気持ちを分かってほしい。(1人)
- ・途中で口をはさまずに、ちゃんと話を聞いてくれる人。(1人)
- ・応答がしっかりしている人。(1人)
- ・保健室の先生みたいな人がよい。(1人)

質問1. どのような方法(電話、面接、メールなど)で、相談したいですか？

方法について

- ・電話。(34人)
- ・メール。(27人)
- ・面接。(20人)
- ・手紙。(7人)
- ・メール 電話 面接の順番。(2人)
- ・ファックス。(1人)
- ・チャットや掲示板の活用。(1人)
- ・面接以外。(1人)

メールについての意見など

- ・メールでの相談は、気軽にできる。(2人)
- ・今、メールで相談することが主流になっている。チャットや掲示板も含めて、文字の方が相談しやすい。(1人)
- ・メールは、相談員の顔写真などを添付できるから顔も分かるし、落ち着いて自分の考え、思いを伝えることができる。(1人)
- ・メールで相談したら返信をしてくれるという、友達みたいな楽しさを味わえれば最高。(1人)
- ・はじめはメールをして、もっと話したくなったら直接会ってみたい。(1人)
- ・面接は緊張するので、電話やメールがよい。(3人)
- ・メールなど、直接話さない方法がよい。(1人)
- ・メールがもっとも手軽。携帯電話のメールだったら自分の手元にあるようなものなので、気軽に相談できる。(1人)
- ・はじめての人に電話や面接はやりづらい。メールの方が自然にやり取りできると思う。(1人)
- ・メールは、環境が整っていないといけなないので、利用できない人もいると思う。(1人)
- ・電話が面接がよい。メールの相談は手軽かもしれないけど、相談にのってくれる人の声を聞いたほうが、説得力があるし、お互いに良く伝わる。声で聞いたアドバイスの方が、「相談にのってくれている。」と実感ができると思う。
- ・手紙やメールは、直接いうだけではないのでやりやすい。しかし、自分の言葉で話した方が、相

談相手に相談の意図は正しく伝わると思う。(1人)

- ・メールや文書では、真意が伝わりにくいので、直接対話した方が解決しやすいと思う。(1人)
- ・電話のほうが、メールよりも一つの言葉に心がこもるのでよいと思う。(1人)
- ・面接だと初対面の人なので話しぶらいし、メールだと言葉が伝わりにくいので、電話がよい。(1人)
- ・メールは、相手の顔が見えないので、深い悩みであれば、面と向かって話した方がすっきりすると思う。(1人)
- ・メール 電話 面接の順がよいと思う。仲良くなってからは、面接がよい。(1人)

その他意見、感想など

- ・名前を知られたくないときは、電話がよい。(1人)
- ・面接は、面と向かって話すのが苦手な人もいるので、やめた方がよい。(1人)
- ・電話は誰かに聞かれていたらと思うとイヤ。(1人)
- ・電話は相手が誰かわからないから、信頼するのに時間がかかる。(1人)
- ・電話できる相談窓口はあるが、なかなか利用できないから、手紙やファックスなども利用できるようにしてほしい。(1人)
- ・なるべく面接がよい。マンツーマンなら、他の人の目を気にせず、少しは相談者の気持ちを楽にできると思う。(1人)
- ・面接は、お互いの目を見て話せるし、安心感があると思うから、よいと思う。(1人)
- ・電話だと相手の声しかわからないので、面接の方が安心できる。(1人)
- ・電話でも面接でも、何でもOKだと話しやすい。(1人)

質問1. 相談する日時(時間帯、曜日など)は、いつであればよいと思いますか?

時間帯、曜日について

- ・土、日、祝日。(28人)
時間帯の記載：午前中(3人)、昼(4人)、午後(3人)、夜まで(3人)
- ・平日の夕方。(23人)
時間帯の記載：16時頃~18時頃(7人)
- ・平日の夜。(8人)
時間帯の記載：20時頃まで(1人)、23時頃まで(1人)
- ・平日の午前。(1人)
- ・いつでも開いていてほしい。(13人)
時間帯の記載：10時~18時頃まで(1人)
- ・なるべく長い時間開いていてほしい。(3人)
- ・いつでもよい。(6人)

理由など

- ・平日は学校があるので、休日に開いていてほしい。(2人)
- ・直接会うなら休日がよい。電話やメールなら夜までやっていてほしい。(1人)
- ・休日の方がゆっくり話すことができそう。(1人)
- ・学校の放課後だと、家のことも話しやすい。(1人)
- ・休日は、色々とう事があるって相談が難しいので、平日の学校帰りの時間帯がよい。(1人)

- ・学校であったことをすぐに打ち明けられると思うので、平日の午後がよい。(1人)
- ・学校によってはクラブ活動や委員会があるので、それが無い曜日がよい。(1人)
- ・夜遅くのほうが相談しやすい。(1人)
- ・電話なら20時くらいまでであれば、小学生から高校生はかけやすいと思う。直接会うなら、小学生であれば20時半くらいまでがよいが、中学生、高校生のことを考えると、夜遅くまでやっていたほうがよいと思う。(1人)
- ・平日の午前中であれば、学校は休まなければならないが、学校で「が相談所に行った。」などと、からかわれないと思う。(1人)
- ・メールはいつでもOK、電話は朝8時～夜10時までのように、何らかの方法で、24時間いつでも開いているようにしてほしい。(1人)
- ・メールはいつでもよい。電話や面接は、学校から帰って一人になれる時間がよい。(1人)
- ・相談すること以外のことを気にしなくてもよい日。(1人)
- ・相談する人の行きたいときに行けるようにした方がよい。(1人)
- ・これまでの相談機関は、時間帯が決められていたので、相談しにくいと思う。(1人)

質問1. 相談できる場所(近さ、遠さ、雰囲気など)は、どのような場所を望みますか?

近さ、遠さについて

- ・なるべく近所があるとよい。(14人)
- ・家や学校から少し離れているところがよい。(7人)
- ・近くもなく、遠くもないところ。(3人)
- ・交通の便がよいところ。(3人)
- ・各区に1つはほしい。(3人)
- ・各区に2、3箇所ほしい。(2人)
- ・歩いて行けるほど近くはなく、車で1時間もかかるほど遠くはないところ。(1人)
- ・歩いて行けるが、あまり近くはないところ。(1人)
- ・自転車で5分から10分くらいのところ。(1人)
- ・人があまりいないところ。(1人)
- ・あちこちにたくさんほしい。(1人)
- ・区役所。(1人)
- ・児童会館。(1人)
- ・自宅。(1人)
- ・街中。(1人)
- ・どこでもよい。(3人)

雰囲気について

- ・明るい雰囲気のところがよい。(15人)
- ・個室があるとよい。(13人)
- ・静かで、落ち着いた雰囲気のところがよい。(9人)
- ・清潔なところ。(4人)
- ・入りやすいところ。(3人)
- ・リラックスできる場所。(1人)
- ・緑が多いところ。(1人)

- ・普通の教室のような雰囲気のところ。(1人)
- ・なじみやすい雰囲気があるところ。(1人)
- ・なごやかな感じのところ。(1人)
- ・にぎやかなところ。(1人)
- ・閉鎖的な雰囲気でないところ。(1人)
- ・やさしい雰囲気があるところ。(1人)
- ・自分と同じ雰囲気にあわせてくれるところ。(1人)
- ・あたたかくて、相談員との距離があまり離れていないところ。(1人)
- ・テーブル、イス、ジュースなどがあるところ。(1人)
- ・イスではなく、たたみとかに座れるところ。(1人)
- ・広い部屋。(1人)
- ・喫茶店。(1人)
- ・誰もが利用しやすいところ。(1人)

理由など

- ・少し遠くにある方が、移動するときの新鮮さで、リフレッシュできるかもしれない。(1人)
- ・気軽さ、手軽さを考えると近くの方がよいが、近くに行くのは抵抗があるかもしれないので、なるべくあまり人目につかないような場所がよい。(1人)
- ・場所は、友達に相談しているところ(相談室に入るところ)がみられなければよい。(2人)
- ・お金がかからないで行けるところがよい。(1人)
- ・場所は、人それぞれだと思う。部屋だと話しにくい人もいるし、公園とかだと相談の内容によってはやりにくいこともある。(1人)
- ・明るい雰囲気がよいが、明るすぎてもイヤだ。(1人)
- ・堅苦しい雰囲気だと話しづらい。(1人)
- ・部屋は、ドアなどが無い方が入りやすい。(1人)
- ・個室の方が人目を気にせず、安心して話せると思う。(1人)
- ・人に聞かれないこともあるので、やはり個室がよい。(1人)
- ・個室はイヤ。広い部屋だと、離れたところに別の相談者がいるので、安心できる。(1人)
- ・相談室は、白い色を使って、清潔感を出すとういと思う。(1人)
- ・窓が大きく、日が差し込む部屋。(1人)
- ・電話で相談するのなら、相談員の写真付きのものがあると、相談しやすいと思う。(1人)

質問1. そのほか、子どもにとってどのような制度が「利用しやすい」と感じられますか？

- ・気軽に相談できる制度。(6人)
- ・信用できる制度。(1人)
- ・フリーダイヤル。公衆電話からも気軽にかかけられるとよい。(1人)
- ・いつでも話せるように、お金がかからないところ。(1人)
- ・インターネットを使ったりして、気軽に相談できる制度。(2人)
- ・子ども未来局のホームページに書き込みできる場所を作ってほしい。そして、未来局の人たちがすぐに見て、早く解決できればよいと思う。(1人)
- ・投書箱に、自分の相談や話したいことを書いて、その答えを普通の人でもみることができるようにしてほしい。(1人)

- ・家には電話が来ないようにしてほしい。(1人)
- ・先生(学校)に相談したことを知られないようにしてほしい。(1人)
- ・小学校低学年でも利用できるようにしてほしい。(1人)
- ・悩みだけではなく、嬉しかったことや自慢とかを聞いてくれる制度がよい。(1人)
- ・学校にカウンセラー室をつくり、いつでも相談できるようにしてほしい。(1人)
- ・スクールカウンセラーは利用しやすい。(1人)
- ・色々な人と話し合えるコミュニティホールのようなところで、子どもだけが話し合える場があるとよいと思う。(1人)
- ・緊張していそうな相談者がいたら、話を聞く前に心理テストを試してみたり、ちょっとしたゲームを試してみたりして、緊張をやわらげてあげることも、一つの方法だと思う。(1人)
- ・いじめを広く認識してくれる制度になってほしい。(1人)
- ・いじめをなくす制度。(1人)
- ・いじめが許容できない程度になれば、救済を求められること。(1人)
- ・いじめてしまったとき、いじめているところを見てしまったときに、相談できる制度。(1人)
- ・気がねなく、大人も子どもも、市に対して意見を言えるような制度。(1人)
- ・親に知られたくない悩み事だったりするので、秘密にできる環境が必要だと思う。(1人)
- ・自由に話せる場所(楽しい話、いやだったことなど)があったらよいと思う。(1人)
- ・いじめや虐待の相談だけではなくて、その日楽しかったことなど、誰かに伝えたいと思ったことを、いつでも電話などで話せる制度。やっぱり、イヤだと思うことばかり話していてもスッキリしないと思うので、嬉しいことなどを話すのもよいのではないか?(例えば、今日、友達が増えたよ!とか、好きな人ができたの。など、何でも。)
- ・月に1度くらいの間隔で、各学校に「こういう制度があって相談できます。」などと書いたプリントを配れば、相談してくれる人が増えると思う。(1人)
- ・制度ができた後、悩んでいる子どもたちが気軽に相談できることをアピールするとともに、実際に深刻に悩む多くの子どもに相談するよう促すことがとても大事だと思う。(1人)
- ・制度の内容など細かいところを知らない人が多いから、手紙、ポスターだけではなく、直接口で説明するべきだと思う。例えば、学活の時間にそういうことについて、担任の先生が話すとか。(1人)
- ・友達と一緒に相談できるとよい。自分たちで協力してこの問題を解決しようと思わせるような相談機関がよい。(1人)
- ・「いつでも電話を切れる」ようにするとよい。そうすると、相談するほうに安心感を与えてくれると思う。(1人)
- ・「利用しやすい」というのは、その相談する人の性格などや、相談内容によって変わると思う。はっきりと1対1で話したいという人もいれば、人には話づらいから電話、メール、手紙で、などという人がいると思う。だからこそ、あらゆる人に対応できるような場所や方法をいろいろ作る必要があると思う。(1人)
- ・もし、いじめられていたり、自分が苦しんでいるときは、なかなか人には言い出せないと思う。利用しやすい、しやすくはないよりも、もっと子どもたちに、「あなたを助ける場所があります。」と伝えるべきだと思う。(1人)

質問2 . このような制度を作ると聞いての意見、感想。問題を解決できるアイデアについて。

肯定的な感想

- ・よい制度だと思う。(12人)
- ・この制度を作ることに賛成。(1人)
- ・子どもにとってこのような制度は助かるし、身近な存在になると思う。(1人)
- ・周りの人に言いづらいことでも、この制度なら話しやすいと思う。(1人)
- ・この制度は、気軽に誰でも電話ができると思った。(1人)
- ・頑張って制度を作ろうという気持ちがよいと思う。これからも頑張ってもらいたい。(1人)
- ・このような制度は、今まで札幌になかったのでよいと思う。私も、相談することができたら、相談したい。(1人)
- ・すごく救われる人が出てくると思う。活発に活動してほしい。(1人)
- ・この制度を作ろうとしていることに賛成。いじめで苦しんでいる人は多いから、このような制度をもっと進めていくべきだと思う。(1人)
- ・この制度は必要だと思う。なかでも、自分のことだけではなく、友達のことについても相談できることは、すばらしい考えだと思う。(1人)
- ・きっと、この制度だったら、色んな人が利用してくれると思う。(1人)
- ・皆の心のなかにある悩みを相談できる場を作ることは、皆の不安を解消できることでもあり、同時に、明るい未来を作ることにもつながるので、よいと思う。(1人)
- ・このような制度を少しずつ作っていけば、時間はかかってもいじめや虐待などの子どもがかかわる問題は減っていくと思う。(1人)
- ・こういった制度で助かる人も、本当にたくさんいると思うので、しっかり実現してほしいと思う。(1人)
- ・悩んでいる子どもたちにとって、大人が自分のために動いてくれる、一緒に考えてくれるというのはとてもうれしくて、とても頼もしいことだと感じる。(1人)
- ・要請すれば、調査をしてくれるのが嬉しいと思う。また、最後には、自分の身近な人に、自分に代わって説明したり、解決のための努力を引き継ぐようお願いしてくれることも、悩みを持つ子どもにとってはありがたいことだし、よいことだと思った。(1人)
- ・これまでと違い、勧告、意見表明、是正要請ができるようになることはよい。(1人)
- ・最近あまり子どものことを考えてくれないなあと思っていたけれど、ちゃんと考えてくれてすごく驚いた。とてもうれしい。ありがとうございます。(1人)
- ・この制度は、とてもよいと思う。いやなことがあるとパニック状態になって、相談するにもしづらい状態になるけど…。それを、いじめられたりしている本人だけではなく、気づいた友達や先生、気になる家族も相談できるのは、非常に効果的だと思う。(1人)
- ・この制度ができて、子どもたちが一人でも救われれば、きっと苦しんでいた子どもたちも相談してみようと思うので、子どもたちのためには、あった方がいい制度だと思った。(1人)
- ・とてもよい制度だと思う。今、小、中学校で、いじめなどの問題が増えているので、その解決につながると思う。いじめを見た子どもが電話をしてくれれば、いじめられている子どもも、それを見た子どもも、いじめている子どもも、みんなが助けられると思った。(1人)
- ・悩みを抱え込んでしまう子どもたちが減るような環境づくりはとても大切であり、必要なことから、このような制度ができることは、大いに賛成である。悩んでも苦しくても、支えてくれる人がいるということは、子どもたちが大人になったときに、とても大事なことであり、命を絶とうと考える人も減っていくのではないだろうか。子どもたちの人権を侵害させないためにも、この制度を成立させてほしい。(1人)

否定的な感想

- ・あまり意味がないと思う。相談したくない人や、誰にも言いたくない人は、たくさんいると思うから。(1人)
- ・相談する制度があることは知っていても、自分には関係のないことのように思えるので、もっと身近に感じられるようにしてほしい。(1人)
- ・勧告などの制度は、「解決するための努力」というものが、どのようなものなのか。本当に、根本的解決になるのかは、少々疑わしい。(1人)
- ・あまり意味がないと思う。大人ばかり必死になっていて、実際、子どもはそんなに相談できる場所はいらないし、相談しない。子どもではなくて、先に、育てる側の大人を救った方がよい。実際に、虐待などを受けたことのある人の意見を聞いたほうがよい。(1人)

その他意見など

- ・色々考えているんだなと思った。(1人)
- ・私たち子どもは、大人をよく見ている(少なくとも私は)。だから、大人が虐待していたら、されている子どもはまたそれを繰り返す。だから、どこかで止めてほしい。(1人)
- ・いじめている人が、何故いじめているのか?などの、いじめている人への相談ができるところがよい。(1人)
- ・友達や家族にいけない...、でも助けてほしい!!と思ったときに、いつでも話を聞いてくれる人がいたら安心できると思う。(1人)
- ・いじめなどをされたら、抱え込まないで相談すればよいと思う。(1人)
- ・今、いじめられたりしている人も、それを知っている人も、ぜひ相談してほしいと思う。3ヶ月に1回くらい、学年でアンケートみたいなものを取るのもよいと思う。(1人)
- ・年2回くらい、定期的に学校にアンケートなどを送ると、生徒の状況とかが分かると思うので、アンケートを取るとよいと思う。(1人)
- ・いじめや虐待などの問題を解決していくには、実際にそういった経験をしている、もしくはしていたという人を集めて話すことが、最大の近道だと思う。(1人)
- ・私は、学校の先生や親が、子どものことをよく見たほうがよいと思う。子どもが話す前に、身近にいる大人が気づいてあげれば、もっと問題の解決につながると思う。一番は、子どもがいろいろなことを話しやすい環境を作ることが大事だと思う。(1人)
- ・いじめが広がっている今、いじめられている人、いじめている人、どちらの立場もつらいと思う。もし、いじめに気がついたのなら、いじめている人に注意する前に、いじめている人、いじめられている人の気持ちを聞いてあげると、もっといじめはなくなるのではないだろうか?(1人)
- ・大切なのは、いじめなどを解決しようとする周りよりも、本人の意思だと思う。なので、場合にもよるが、いじめられている人、虐待を受けている人の心のケアなどの、カウンセラー的な手助けをしてくれることを望む。(1人)
- ・身近な学校の先生に、もっといろんなことを相談できるようにしてほしい。(1人)
- ・これを実行できれば素晴らしいと思うが、規模が大きすぎると思うので、学校規模で実施できればよいと思う。(1人)
- ・この制度に進んで賛成とはいえない。また、反対ともいえない。なぜなら、自分たちで解決できるかもしれない問題も、この制度に頼ってしまう子がいそうだからだ。すると、将来、社会で同じような問題が起きたときに、「アドバイザーがいらないから解決できない。」と思いこんでしまうおそれがある。この問題は、自分で解決しなさいといえる人が、相談員としてふさわしいと思うし、自分たちのためにもなると思う。学校生活は、社会の一員になるための練習場でもあると思うから、自分たちで解決できる環境が必要だ。(1人)

- ・悩んでいる子ども同士を話し合わせる場所ときっかけを与える機関というのはどうだろうか。お互い自分の悩みをうちあけながら、自分は「一人ぼっち」ではないことを感じて、自分で問題を解決させるというアイデアである。(1人)
- ・大人も(子どものことについて)相談できるようにした方がよいと思う。(1人)
- ・子どもは携帯やインターネットをフル活用しているので、これからは、それを利用しなければいけない。子どもたちで、どのような方法で相談するのがよいのか、考える機会があればよい。(1人)
- ・制度があるのはすごくよいことだが、大人(市)だけで作るのはよいことではないと思う。(1人)
- ・例えば、電話していじめられていることを相談して、そのことがばれたら...と思うと、相談できないかも。相談したことがばれないように!(1人)
- ・親に虐待されている場合は、そのことで電話したら、履歴などで親にばれてしまうかも。そのようなことがないような、他の制度も考えた方がよいと思う。(1人)
- ・相談したことを、友達に何か言われたりしないようにしてほしい。(1人)
- ・相談しようと思っても、恥ずかしくてしづらい人もいると思うので、なんとか、もう少し相談しやすいイメージを考えてほしいと思う。(1人)
- ・で「くわしく調査する」と書いてあるが、その調査した結果を相談者にきちんと伝えたり、話し合いの内容をすべて言ってくれたりすると、より良くなると思う。(1人)
- ・「調査の申立て」のところで、相手の人から話を聞いたりするとあったけど、こういったことをすると、相手の人が逆上して、「お前チクッたな」と言って、さらにひどくなってしまう可能性がある。かなり徹底する必要があると思う。(1人)
- ・広報するときに、「うれしいことがあったときも話を聞くよ!」と書いてあると、抵抗感が減ると思う。できれば、学校に「スクールカウンセラーの部屋」があるとよい。学校は、基本的に毎日行く場所だから、抵抗感が少ないはず。(1人)
- ・いじめられている人たちや、見てしまった人たちが相談できる場所を、もっと増やしていったら良くなると思う。(1人)
- ・いじめがあったというだけで刑罰を与えるのは行きすぎであろうが、何らかのペナルティがなければ、条例を制定しても形骸化するのではないか。ポイ捨てでも1,000円取られるのに、ポイ捨てよりも明らかに重大ないじめについての罰則規定がないのは問題である。いまや、社会現象化しつつあるこのテーマについて、真剣に罰則の導入を考えるべきである。軽くてもいいから...(1人)
- ・本題からずれてしまうが、以前から思っていたことを一つ。法律では18歳まで子ども。しかし、成人になるのは20歳で、大人料金になるのは13歳から。年齢によって線引きし、その年で可能なこと、不可能なことを決めるのはよいが、やるなら線をはっきりとさせてほしい。13歳からできることはないのに(18歳なら運転免許、20歳なら酒など)料金だけ多くかかるのは、理不尽だと思う。(1人)

9 札幌市子どもの権利条例検討会議の開催経過

会議名称	日時	会場	議題
第1回検討会議	平成19年8月27日(月) 17時30分～19時00分	札幌市役所 12階 会議室	・座長、副座長の互選 ・今後のスケジュール検討 ほか
第2回検討会議	平成19年9月18日(火) 18時30分～21時00分	札幌市役所 12階 会議室	・当初の条例案に対する検討
第3回検討会議	平成19年10月14日(日) 17時00分～19時30分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討 ・有識者を招いての学習会 (講師：吉田恒雄 駿河台大学法学部教授)
第4回検討会議	平成19年10月29日(月) 18時30分～20時50分	STV北2条ビル 6階会議室	・当初の条例案に対する検討
第5回検討会議	平成19年11月19日(月) 18時30分～20時50分	STV北2条ビル 6階会議室	・当初の条例案に対する検討 ・救済制度についての検討
第6回検討会議	平成19年11月26日(月) 18時30分～21時10分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討
第7回検討会議	平成19年12月10日(月) 18時30分～21時10分	札幌市役所 12階 会議室	・救済制度についての検討
第8回検討会議	平成19年12月17日(月) 18時30分～21時20分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討
第9回検討会議	平成19年12月22日(土) 14時00分～17時15分	STV北2条ビル 6階会議室	・救済制度についての検討 ・子どもとの意見交換 (参加者：小学生10人、中学生10人、高校生3人)
第10回検討会議	平成20年1月16日(水) 18時30分～20時15分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討
第11回検討会議	平成20年1月25日(金) 18時30分～21時00分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討
第12回検討会議	平成20年1月31日(木) 18時30分～19時00分	STV北2条ビル 6階会議室	・答申書の検討

10 札幌市子どもの権利条例検討会議委員名簿

(敬称略 正副座長のほか五十音順)

	氏 名	職 業 等
座 長	ちば たかし 千葉 卓	北海学園大学法学部 教授
副座長	いちかわ けいこ 市川 啓子	札幌学院大学人文学部 教授
委 員	あべ ちえみ 阿部 智恵美	公募委員
委 員	あまや かずお 天谷 一男	札幌市PTA協議会 会長
委 員	いとう まきこ 伊東 牧子	公募委員
委 員	いまがわ たみお 今川 民雄	NPO法人チャイルドラインさっぽろ 代表理事
委 員	うえむら としみ 植村 敏視	札幌市立中央中学校 校長
委 員	きむら はつえ 木村 初江	中央区東地区民生委員児童委員協議会 会長
委 員	すずき まさゆき 鈴木 眞行	札幌市立白楊小学校 校長
委 員	たかはし つかさ 高橋 司	高橋・日浦法律事務所 弁護士
委 員	やしろ まゆみ 八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会 常務委員 河谷・八代法律事務所 弁護士
委 員	わたなべ まおと 渡辺 真央人	公募委員

札幌市子どもの権利条例検討会議 答申書

(お問い合わせ先)

事務局：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

事務局：札幌市教育委員会学校教育部指導担当課

住所：〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目S T V北2条ビル4階

電話：011-211-3861 FAX：011-211-3862

(参考)

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>